

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月28日

【発行者名】 エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド
(SMT Fund Services (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ピーター・キャラハン(Peter Callaghan)
取締役 カール・マケネフ(Karl McEneff)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 飯村 尚久

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03) 6212 - 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ -
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド
(DAIWA BOND FUND SERIES - MONTHLY DIVIDEND EURO BOND FUND)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
200億ユーロ(約2兆9,010億円)を上限とします。
(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成25年12月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=145.05円)によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成25年11月29日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」という。)の関係情報を新たな情報により訂正するため、およびその他に訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円貨換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の為替レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

・半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 () 資本金の額		4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他			(3) その他	追加
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

エムエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)が運用するダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド(Daiwa Bond Fund Series - Monthly Dividend Euro Bond Fund)(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1) 投資状況

(2013年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(ユーロ)	投資比率(%)
国債	ドイツ	1,006,522.38	18.35
	イタリア	711,044.56	12.96
	フランス	356,179.01	6.49
	ベルギー	207,203.31	3.78
	アイルランド	180,841.22	3.30
	オーストリア	179,676.39	3.28
	オランダ	126,144.46	2.30
	イギリス	103,560.04	1.89
	スペイン	101,593.42	1.85
	スウェーデン	100,274.70	1.83
	スロベニア	72,205.70	1.32
	オーストラリア	57,542.80	1.05
	ノルウェー	55,296.92	1.01
	チェコ	44,550.00	0.81
	ポーランド	43,270.50	0.79
	フィンランド	40,054.82	0.73
社債	アメリカ合衆国	347,620.26	6.34
	イギリス	232,126.60	4.23
	アイルランド	169,266.05	3.09
	イタリア	163,206.60	2.98
	国際機関	160,182.97	2.92
	スペイン	142,031.35	2.59
	オーストリア	116,586.84	2.13
	オランダ	115,832.29	2.11
	フランス	109,401.96	1.99
	スウェーデン	108,435.50	1.98
	ノルウェー	99,113.80	1.81
	ドイツ	65,788.33	1.20
	ルクセンブルグ	57,187.50	1.04
	カナダ	57,183.70	1.04
	ベルギー	4,024.80	0.07
小計		5,333,948.78	97.25
現金・預金・その他資産(負債控除後)		150,667.17	2.75
合計 (純資産総額)		5,484,615.95 (約796百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) ユーロの円貨換算は、便宜上、平成25年12月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=145.05円)によります。以下同じです。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合は四捨五入してあります。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合があります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2013年12月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
2013年1月末日	6,057	879	10.15	1,472
2月末日	6,261	908	10.18	1,477
3月末日	6,244	906	10.21	1,481
4月末日	6,298	914	10.40	1,509
5月末日	6,015	872	10.26	1,488
6月末日	5,902	856	10.05	1,458
7月末日	5,754	835	10.11	1,466
8月末日	5,641	818	10.02	1,453
9月末日	5,658	821	10.05	1,458
10月末日	5,558	806	10.16	1,474
11月末日	5,548	805	10.17	1,475
12月末日	5,485	796	10.09	1,464

分配の推移

2013年12月末日および同日前1年以内における各月の1口当たりの分配の推移は、以下のとおりです。

	分配金（1口当たり）	
	ユーロ	円
2013年1月	0.011	1.60
2月	0.011	1.60
3月	0.011	1.60
4月	0.011	1.60
5月	0.011	1.60
6月	0.011	1.60
7月	0.011	1.60
8月	0.011	1.60
9月	0.011	1.60
10月	0.011	1.60
11月	0.011	1.60
12月	0.011	1.60

収益率の推移

計算期間	収益率 ^(注)
2013年1月1日～2013年12月31日	-0.37%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2013年12月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 上記期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落の額）

2 販売及び買戻しの実績

2013年12月末日および同日前1年以内における販売および買戻しの実績ならびに2013年12月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数		買戻し口数		発行済口数	
		本邦内における販売口数		本邦内における買戻し口数		本邦内における発行済口数
2013年1月1日～ 2013年12月31日	□ 25,100	□ 25,100	□ 83,610	□ 83,610	□ 543,810	□ 543,810

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、アイルランドにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、ユーロ、豪ドル、カナダドルまたは米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成25年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝145.05円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）資産及び負債の状況

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド
資産・負債計算書
2013年11月30日現在

	注記	2013年11月30日		2013年5月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
現金預金	5	106,928	15,510	63,212	9,169
未収債権	6	-	-	105,773	15,342
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	2,3	5,520,833	800,797	6,000,720	870,404
資産合計		<u>5,627,761</u>	<u>816,307</u>	<u>6,169,705</u>	<u>894,916</u>
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	7	76,825	11,143	155,022	22,486
損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	2,3	2,683	389	-	-
負債（買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く）		<u>79,508</u>	<u>11,533</u>	<u>155,022</u>	<u>22,486</u>
買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産総額		<u>5,548,253</u>	<u>804,774</u>	<u>6,014,683</u>	<u>872,430</u>

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

運用計算書

2013年11月30日に終了した期間

	注記	2013年11月30日		2012年11月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
収益					
預金利息	2	12	2	8	1
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産・負債に係る純利益	10	44,539	6,460	286,191	41,512
収益合計		44,551	6,462	286,199	41,513
費用					
預金利息	2	-	-	12	2
受託会社報酬	9	1,727	251	1,518	220
販売会社報酬	9	14,404	2,089	12,458	1,807
代行協会員報酬	9	2,862	415	2,492	361
投資運用報酬	9	8,664	1,257	7,476	1,084
投資顧問報酬	9	5,725	830	4,983	723
管理事務代行報酬	9	3,741	543	3,289	477
副保管費用		2,427	352	2,930	425
監査報酬		1,515	220	1,073	156
その他の費用		26,518	3,846	38,589	5,597
費用合計		67,583	9,803	74,820	10,853
純（費用）収益		(23,032)	(3,341)	211,379	30,661
ファイナンス費用					
分配金	12	(37,115)	(5,384)	(34,088)	(4,944)
ファイナンス費用合計		(37,115)	(5,384)	(34,088)	(4,944)
税引前（損）益		(60,147)	(8,724)	177,291	25,716
源泉徴収税	2	-	-	(457)	(66)
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属 する純資産の増（減）		(60,147)	(8,724)	176,834	25,650

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当運用計算書に表示された以外に、計上すべき損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド
 買戻可能受益証券保有者に帰属する
 純資産の変動計算書
 2013年11月30日に終了した期間

	2013年11月30日		2012年11月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
期首現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	6,014,683	872,430	4,729,841	686,063
買戻可能受益証券の発行手取金	50,537	7,330	1,461,297	211,961
買戻可能受益証券の買戻支払金	(460,748)	(66,831)	(261,260)	(37,896)
純収益(費用)平準化(注2)	1,214	176	(1,405)	(204)
純資本平準化(注2)	2,714	394	(8,323)	(1,207)
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増(減)	(60,147)	(8,724)	176,834	25,650
期末現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	5,548,253	804,774	6,096,984	884,368

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

財務書類に対する注記

2013年11月30日

1. 一般的情報

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ（以下「ファンド」という。）は、1990年ユニット・トラスト法の規定に従ってアイルランド中央銀行の認可を受けたオープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストとして、2002年11月7日に設定された。

信託証書は、サブ・ファンドから成り立っている当ファンドを構成する。サブ・ファンドの受益証券の発行からの手取金は、サブ・ファンドに関してファンドの記録および帳簿に適用され、サブ・ファンドに起因する資産・負債および収益・費用は信託証書の規定を課されるサブ・ファンドに適用される。各サブ・ファンドの申込金は、当該サブ・ファンドの通貨建てでなければならない。サブ・ファンドおよびその表示通貨は、毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド（EUR：ユーロ）（以下「ユーロ・ボンド・ファンド」という。）、毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド（AUD：豪ドル）（以下「オーストラリア・ボンド・ファンド」という。）、毎月分配カナダ・ボンド・ファンド（CAD：カナダドル）（以下「カナダ・ボンド・ファンド」という。）および毎月分配 米国優先証券ファンド（US\$：米ドル）（以下「米国優先証券ファンド」という。）である。

ユーロ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主としてヨーロッパの取引所および公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建債券の分散化されたポートフォリオにより構成される投資によって、長期的な資本成長を目指し、安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。当該サブ・ファンドは、新興市場に15%を超えて投資することはしていない。

オーストラリア・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、適度な水準のリスクの下で、高水準の利息収入を確保し安定した分配を行うと共に、信託財産の中長期的な成長を達成することにある。この目的を達成するため、主として公認の取引所に上場されている、またはそこで取引されている豪ドル建ての債券に投資を行う。当該サブ・ファンドは、新興市場に10%を超えて投資することはしていない。

カナダ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主として公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、カナダの地方債、資産担保証券を含むカナダドル建債券および/または公認の取引所で取引されるカナダの国内債に投資することによって、長期的な資本成長を目指し、かつ安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。

米国優先証券ファンドの主たる投資目的は、主として米ドル建てまたは利息・元本等の支払が米ドル建てで行われる優先証券のポートフォリオに投資することによって、第一に高水準のインカム収益の提供を、第二に信託財産の成長を追求することである。

オーストラリア・ボンド・ファンドおよびユーロ・ボンド・ファンドは、2002年12月19日に運用を開始した。カナダ・ボンド・ファンドは2003年6月30日に運用を開始し、米国優先証券ファンドは2003年9月30日に運用を開始した。

米国優先証券ファンドの受益証券は、2003年12月9日にアイルランド証券取引所に上場された。

2. 主要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融資産・負債の再評価額を計上して修正される取得原価主義、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準および1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して作成されている。真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する際の、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準は、財務報告評議会が発行しアイルランドの勅許会計士協会（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）が公表したものである。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

このカテゴリーは、二つのサブ・カテゴリーを有する。すなわち、取引用に保有される金融資産および負債ならびに開始時に損益を通じて公正価値で測定する経営陣が指定する金融資産および負債である。

取引用に保有される金融商品（「取引用証券」）は、価格もしくはディーラー・マージンの一時的な変動からの利益を得るために取得される証券であるか、または短期利益取得の方向性が存在するポートフォリオに含まれている証券である。

先渡しおよび先物のようなデリバティブも、取引用に保有されると分類される。すべてのデリバティブは、サブ・ファンドの未収金の場合には資産に、サブ・ファンドの未払金の場合には負債に計上される。デリバティブの公正価値の増減は、運用計算書に計上される。

活発な市場で取引される金融商品の公正価値額は、資産・負債計算書日の取引相場価格に基づいている。サブ・ファンドが保有する金融資産・負債に関して使われる取引相場価格は、現在の買い/売り呼び値である。損益を通じて公正価値で測定

する金融資産・負債のカテゴリーの公正価値における変動から生じる損益は、損益が発生する期間の運用計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債には、最後の利払日以降に投資証券で稼得した利息が含まれる。

サブ・ファンドの取引用証券は、取引日に会計処理され、取得時の公正価額で記帳される。取引費用は、発生時に費用計上され、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の純(損)益の部分として運用計算書に計上される。2013年11月30日に終了した期間の取引用金融商品からの損益はすべて、運用計算書に計上される。

公正価額の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、将来の特定時点で行われる。この見積額は性質上主観的であり不確実性を伴い、重要な判断の材料を、それゆえ正確に決定できない。仮定の変更は、見積りに著しく影響を及ぼし得る。

外貨

サブ・ファンドの財務書類に計上されている勘定科目は、サブ・ファンドが運用を行う主要な経済環境の通貨(「機能通貨」)を用いて計算される。機能通貨は、ユーロ・ボンド・ファンドに関してはユーロ(「EUR」)、オーストラリア・ボンド・ファンドに関しては豪ドル(「AUD」)、カナダ・ボンド・ファンドに関してはカナダドル(「CAD」)および米国優先証券ファンドに関しては米ドル(「US\$」)である。証券取引は、当該取引日に財務書類に記帳され、取引日の営業終了時の実勢為替レートで機能通貨に換算される。外貨建ての資産および負債は、資産・負債計算書日の為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。取引活動から生じる外貨利益または損失は、運用計算書に計上される。

収益

受取配当金は、配当落ち日基準で被る還付されない源泉税込みで計上される。受取利息は、還付されない源泉税込みの実効利率法により会計処理される。証券のディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の継続期間にわたり比例的に償却されるか付加される。債券収益は、年率を用いて計算される。

費用

費用は、発生基準により会計処理される。

純収益/(費用)および純資本の平準化

ファンドは、受益証券の分配金の支払水準が分配期間中にかかる受益証券の発行および買戻しによって影響を受けないことを確実にすることを企図して、各サブ・ファンドで平準化の会計処理を維持している。受益証券の募集価格は、それゆえサブ・ファンドの純未収収益および純利益/(損失)を参照して計算される平準化支払額を含むものと考えられ、受益証券に関する最初の分配金にはたいていかかる平準化支払額と同等の元本の支払いが含まれる。各受益証券の買戻価格にはまた、買戻日までのサブ・ファンドの純未収収益および純利益/(損失)に関する平準化支払額が含まれる。

買戻可能受益証券1口当たり純資産価格(「NAV」)

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。買戻可能受益証券1口当たりNAVは、サブ・ファンドの買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額を発行済買戻可能受益証券口数で除することによって計算される。すべての買戻可能受益証券は、この価格で発行され買戻される。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

財務実施報告

財務書類の形式および一定の用語は、FRS3「財務実施報告」に記述あるものから採用されている。管理会社の意見では、それらは投資信託としての各サブ・ファンド事業の性質をより適切に反映している。

キャッシュ・フロー計算書

サブ・ファンドは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS1に従うオープンエンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

3. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債

2013年11月30日	EUR	AUD	CAD	US\$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有：				
- 債務証券	5,424,333	57,713,711	28,116,164	12,732,770
- 優先証券	-	-	-	12,933,781
- 株式関連証券	-	-	-	1,627,078
- 先渡契約	704	-	-	-
- 先物契約	-	12,227	-	-
- 投資有価証券配当金	-	-	-	38,105
- 投資有価証券発生利息	95,796	759,620	447,847	257,065
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	5,520,833	58,485,558	28,564,011	27,588,799

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有：

- 先物契約	-	418	-	-
- 先渡契約	2,683	-	-	-
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	2,683	418	-	-

2013年5月31日	EUR	AUD	CAD	US\$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有：				
- 債務証券	5,904,596	58,031,102	32,448,496	11,569,887
- 優先証券	-	-	-	14,537,694
- 株式関連証券	-	-	-	3,652,020
- 先物契約	-	395	-	-
- 投資有価証券配当金	-	-	-	24,619
- 投資有価証券発生利息	96,124	894,879	501,449	228,944
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	6,000,720	58,926,376	32,949,945	30,013,164

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有：

- 先物契約	-	4,176	-	-
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	-	4,176	-	-

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- ・ 同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値（レベル1）、
- ・ （価格について）直接的にまたは（価格から派生して）間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル1に含まれる取引値以外のインプットを含む（レベル2）、および
- ・ 観測可能な市場データ（観測できないインプット）に基づかない資産または負債に関するインプット（レベル3）。

ユーロ・ボンド・ファンド

2013年11月30日	レベル1 EUR	レベル2 EUR	レベル3 EUR	合計 EUR
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	5,424,333	-	5,424,333
先渡契約	704	-	-	704
	<u>704</u>	<u>5,424,333</u>	<u>-</u>	<u>5,425,037</u>
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
取引用に保有される金融負債				
先渡契約	2,683	-	-	2,683
	<u>2,683</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>2,683</u>

2013年5月31日	レベル1 EUR	レベル2 EUR	レベル3 EUR	合計 EUR
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	5,904,596	-	5,904,596
	<u>-</u>	<u>5,904,596</u>	<u>-</u>	<u>5,904,596</u>

オーストラリア・ボンド・ファンド

2013年11月30日	レベル1 AUD	レベル2 AUD	レベル3 AUD	合計 AUD
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	26,053,373	31,660,338	-	57,713,711
先物契約	12,227	-	-	12,227
	<u>26,065,600</u>	<u>31,660,338</u>	<u>-</u>	<u>57,725,938</u>
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
取引用に保有される金融負債				
先物契約	418	-	-	418
	<u>418</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>418</u>

2013年5月31日	レベル1 AUD	レベル2 AUD	レベル3 AUD	合計 AUD
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	29,250,652	28,780,450	-	58,031,102
先物契約	395	-	-	395
	<u>29,251,047</u>	<u>28,780,450</u>	<u>-</u>	<u>58,031,497</u>

損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
取引用に保有される金融負債				
先物契約	4,176	-	-	4,176
	<u>4,176</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>4,176</u>

カナダ・ボンド・ファンド

2013年11月30日	レベル1 CAD	レベル2 CAD	レベル3 CAD	合計 CAD
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	28,116,164	-	28,116,164
	<u>-</u>	<u>28,116,164</u>	<u>-</u>	<u>28,116,164</u>

2013年5月31日	レベル1 CAD	レベル2 CAD	レベル3 CAD	合計 CAD
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	32,448,496	-	32,448,496
	<u>-</u>	<u>32,448,496</u>	<u>-</u>	<u>32,448,496</u>

米国優先証券ファンド

2013年11月30日	レベル1 US\$	レベル2 US\$	レベル3 US\$	合計 US\$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	12,217,770	515,000	-	12,732,770
優先証券	12,469,181	464,600	-	12,933,781
株式関連証券	1,627,078	-	-	1,627,078
	<u>26,314,029</u>	<u>979,600</u>	<u>-</u>	<u>27,293,629</u>

2013年5月31日	レベル1 US\$	レベル2 US\$	レベル3 US\$	合計 US\$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	11,039,262	530,625	-	11,569,887
優先証券	14,070,219	467,475	-	14,537,694
株式関連証券	3,652,020	-	-	3,652,020
	<u>28,761,501</u>	<u>998,100</u>	<u>-</u>	<u>29,759,601</u>

4. リスク要因

サブ・ファンドの金融商品から発生する主要リスクは、以下のように要約される。

米国優先証券ファンド（ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーが作成）

下記に、いくつかの重要なリスク・タイプならびにブラックロックがかかる特別リスクの査定、モニターおよび管理を実行しているプロセスの概略を記載する。

市場リスク

市場リスクは、証券、デリバティブまたはデリバティブが関係する裏付資産、参照金利もしくは指数に対する市場の不利な変動（資産価格、ボラティリティ、イールドカーブの変化、推定オプション・ボラティリティまたはその他の市場変数を含む。）に係るリスクを示す。かかるリスクは、金融商品またはその派生商品（デリバティブ）を保有することにより発生し、金融商品または市場の価格変動に対するリスク負担を生じる。

以下の特別プロセスが、市場リスクをコントロールし投機を禁止するため実施される。

- ・ デリバティブが全額払込済エクスポージャー・ベースで組入れられている場合、サブ・ファンドの市場リスクはブラックロックが査定する。オプションまたはオプション関連デリバティブが利用される場合、エクスポージャー（リスク負担）はデルタ加重ベースで決定される。
- ・ ポートフォリオのギアリングに関する制限が実施される（すなわち、市場エクスポージャーのレベルが、サブ・ファンドの市場価格を超える場合）。デリバティブは、サブ・ファンドの投資ガイドラインにより課されたギアリング/借入制限を回避する目的で利用することはできない。
- ・ ある資産クラスに対するサブ・ファンドの純エクスポージャー（デリバティブ商品のデルタ加重エクスポージャーを含む。）は、サブ・ファンドの投資ガイドラインにより制限される。
- ・ エクスポージャーを得るためデリバティブ・ポジションを利用する場合、サブ・ファンドは、純デリバティブ・ポジションから発生し得る債務を弁済するため十分な現金または妥当な同等流動資産を保有する。エクスポージャーを除くためデリバティブ・ポジションを利用する場合、サブ・ファンドは、合理的なヘッジであるとみなされる資産を保有する。

ポートフォリオの構築は、総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われる。適切な場合、投資監督者またはシニア・ファンド・マネジャーは、ベンチマーク（B o f A メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックス）と対照して達成済のサブ・ファンドの運用成績および実績目標を定期的に監視し精査する。関係する場合、かかる者はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の再検討も行う。

サブ・ファンドについて、定期的に投資の見直しが実施される。リスク報告は、バーラ・イージス、ファクトセット・ポートフォリオ分析、リッパー・ハインドサイトおよびS & Pマイクロパル等のシステム、ならびに多くのブラックロック社内開発による分析ツールから得た（ただし、これらに限定されない）情報および分析を利用する。

ブラックロック独自の定量リスク管理分析技術は、すべてのセクター、個別ポートフォリオおよび証券ならびに指数および特製ベンチマークのリスク特性（金利、イールドカーブ、キャッシュフロー、信用および流動性リスクを含む。）のモデルを作り出す。日々更新され、広範囲にわたるリスク基準には、デュレーション、スワップ・スプレッド・デュレーション、主要金利デュレーション、凸性、オプション調整後デュレーション、売買スプレッドおよびボラティリティを含む。また独自の分析システムは、購入前に各取引のリバースエンジニアリング（逆行分析）をブラックロックが行うことを可能にする。証券（およびポートフォリオ）は、「もし~だったらどうなるか」というシナリオの主題とされ、金利の変動が有効デュレーションおよび証券とポートフォリオのキャッシュフローに及ぼす影響が識別される。この種の分析は、各証券およびそのパラメータ上の特性についての完全な理解を提供し、しばしば他の分析手法では明白にならないと思われる、価値に影響する証券の構造的特徴を明らかにする。

想定最大損失額（「V a R」）は、ブラックロックがポートフォリオ全体のリスクを測定するため利用するツールの一つである。ブラックロックのV a Rの数値は、以下の二通りに解釈され得る。

- 1) 「予想」最悪損失 - 1年間に、ポートフォリオがそのドル建てV a Rを超えない損失を負う確率は95%である。
- 2) 定期的発生事象 - 20年に1度、ポートフォリオは、V a Rを上回るかまたはV a Rに等しい損失を被ることになる。

ブラックロックは、複数のV a R手法を調査し完成させた。ブラックロックは、特定の債券もしくは取引戦略に係るリスク、または利用可能なV a R手法のうち最も適切なものを利用するポートフォリオのリスクを測定することができる。ブラックロックは、適宜、以下のV a R手法を利用する。

- 分析V a R
- モンテカルロ・シミュレーションV a R
- デルタ・ガンマ過去V a R
- 過去シミュレーションV a R

ブラックロックは二種のV a R手法を実施しており、これらが、本リスク分析を二方向に展開する。

- グローバルV a R、海外金利および為替レートに対するエクスポージャーを組み込むもの。

- 一般化VaR、基本リスク（すなわち、推定ボラティリティおよびスプレッド）に対するエクスポージャーを組み込むもの。

サブ・ファンドの投資ガイドラインには、具体的なVaR制限の概略を記載していない。しかし、ブラックロックのリスク・定量分析（「RQA」）グループは、毎日、毎週および毎月、サブ・ファンドのリスクを監視している。サブ・ファンドのパラメータ上のリスクが、類似の投資指図に従う他のファンドと著しく異なっている場合、RQAグループは、投資運用会社に対し、リスクを軽減するため原因を見極めるよう注意を促す。

VaRに対するブラックロック手法の基礎的要素は、主要レート・デュレーション、主要構成要素分析およびシナリオ分析である。ブラックロックは、イールドカーブ上の異なる11地点に対するポートフォリオの感応度を測定する主要レート・デュレーション手法を利用する。主要レート・デュレーションは、平行地点のイールドカーブの変化を部分的イールドカーブの変化に分解する。主要構成要素は見落とされている要因であり、金利の過去の変動の「大部分」を説明している。ブラックロックは、JPモルガンのリスクメトリックス^{TM(注1)}月次データ・セットを使用して、こうした従来から支配的であったイールドカーブの動きから生じるポートフォリオのエクスポージャーを計算する。主要レート・デュレーション、主要構成要素分析およびシナリオ分析は、VaRに関するすべての業務においてブラックロックにより利用される。

分析VaR - 主要レート・デュレーションを組入れ、キャッシュフローが不安定な証券を売買するためブラックロックが一般化したリスクメトリックス^{TM(注1)}手法

モンテカルロ・シミュレーションVaR - 価値構造の変化を計算するための金利の変動予想および値動きの経験的分布機能についての分析を用いた、イールドカーブ移動の分布予想からのサンプリング（見本抽出）

デルタ・ガンマ過去VaR - 直近260営業日のスポット・カーブの実際の時系列変化が、集められる。証券およびポートフォリオのドル建て収益は、これらの過去のスポット・カーブの変化、主要レート・デュレーションおよび主要レートの凸性を用いて概算される。VaRは、ポートフォリオの過去のドル建て収益の分配概算額の5%として算定される。

直近260日の実質価格をもとにシミュレーションを行った。VaRは、ポートフォリオの過去のドル建て収益の実分配額の5%として算定される。

ブラックロックのVaR分析システムにより、ボラティリティ、デュレーションおよびセクター配分をブラックロックが個別に詳細にモニタリングし、サブ・ファンドが負っている特別リスクをブラックロックが識別し定量化することができる。

2013年11月30日のサブ・ファンドの相対VaR（ボラティリティ、デュレーションおよびセクター配分を含む各要素からのリスク寄与の合計）は、1年間でベンチマーク（BofA メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックス）の4.02%であった。このため、仮にベンチマークが1%上昇したと仮定すると、サブ・ファンドのNAV総額29,935,665米ドルは1,203,414米ドル増加すると予想された。

ポートフォリオのVaR（2013年11月30日現在）

	寄与（%/年）
総リスク	2.50%

2013年5月31日のサブ・ファンドの相対VaR（ボラティリティ、デューレーションおよびセクター配分を含む各要素からのリスク寄与の合計）は、1年間でベンチマーク（BofA メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックス）の3.44%であった。このため、仮にベンチマークが1%上昇したと仮定すると、サブ・ファンドのNAV総額32,007,940米ドルは1,101,073米ドル増加すると予想された。VaRが減少した主要な要素は、市場におけるボラティリティが減少したことである。

ポートフォリオのVaR（2013年5月31日現在）

	寄与（%/年）
総リスク	3.44%

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

（注1）原文ではRiskMetrics™と記載されているが、現在リスクメトリックスを利用しておらず、ブラックロック・ソリューションズが構築・サポートするブラックロック独自モデルを利用している。

金利リスク

金利は、国際金融市場の需要と供給の要因により決定され、かかる市場は、マクロ経済的要因、投機および中央銀行と政府の介入によって影響を受ける。短期ないし長期の金利の変動は、サブ・ファンドの純資産額に影響を及ぼすことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利リスクがサブ・ファンドの投資目標内で取引されているか（主に、デューレーション・リスクの制約内で定められる。）は、チャールズ・リバー^(注2)およびアラジンのコンプライアンス部門のモニター・システムにより監視され、例外について、日々、ファンド・マネジャー、アカウント・マネジャー、ブラックロックの法務・コンプライアンス部門に報告される。

金利エクスポージャー報告書は、ファンド運用チームに定期的に提供される。金利エクスポージャーの提示方法として、ベンチマークであるBofA メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックスからの偏差が、デューレーション別に、満期バケット、通貨、セクターまたは格付毎に詳述される。一定の状況において、エクスポージャーはまたモデル・ポートフォリオとも比較され、モデルからの偏差が強調される。

2013年11月30日現在、サブ・ファンドの総カーブ・エクスポージャーのVaRは年間でベンチマークの0.58%であった。リスク寄与の期間中に、ポートフォリオの金利リスクは、ポートフォリオに対する全体的リスクを減らした。

カーブVaR分析（2013年11月30日現在）

リスク・グループ	デューレーション（年）	寄与（%/年）
カーブ		
米国財務省証券		0.58
3ヵ月	-0.08	0.00
1年	-0.06	0.00
2年	-0.11	0.00
3年	0.55	-0.05
5年	0.44	-0.10
7年	-0.25	0.09
10年	-0.35	0.14
15年	-0.44	0.19
20年	-0.18	0.08
25年	-0.08	0.03
30年	-0.47	0.20

「寄与（%/年）」欄の数字は、イールドカーブの様々な部分でサブ・ファンドのカーブ・ポジショニングが、年間にどの程度のリスクを追加するか、またはポートフォリオ全体のリスクを減らすかをパーセントの単位で表示している。2013年5月31日現在、サブ・ファンドの総カーブ・エクスポージャーのVaRは年間でベンチマークの0.40%であった。リスク寄与度に関しては、金利リスクはポートフォリオ全体のリスクを低減する要因となった。

カーブVaR分析（2013年5月31日現在）

リスク・グループ	デュレーション（年）	寄与（%/年）
カーブ		
米国財務省証券		0.40
3ヵ月	-0.05	0.00
1年	-0.05	0.00
2年	-0.16	0.01
3年	0.53	-0.08
5年	-0.03	0.01
7年	-0.18	0.08
10年	-0.17	0.08
15年	-0.30	0.16
20年	-0.02	0.01
25年	0.26	-0.13
30年	-0.54	0.26

（注2） 原文ではCharles Riverと記載されているが、現在チャールズ・リバーを利用しておらず、ブラックロック・ソリューションズが構築・サポートするブラックロック独自モデルを利用している。

信用リスク

債券価格は、その信用特性の変化につれて変動する可能性がある。通常、発行体の信用格付が低下すればするほど、より利回りは高くなり、不履行の可能性も高くなる。クレジット調査は、価値を追加する機会を見極め、信用問題を回避し、かつ直面し得る問題をうまく処理することを目指している。そのため、ブラックロックは、セクター別に（投資適格および高利回り社債）、債券アナリストおよび地方債アナリストから成るグローバル・クレジット・リサーチ・チームを編成している。クレジット・アナリストは社債、高利回り社債および地方債インベストメント・マネジャーと緊密に作業を行うが、調査担当アナリストが承認しない限り、債券は購入されない。アナリストは、以下の企業の識別に努める。

- (a) 各業界で良好な位置を占めている企業
- (b) 強力で安定した経営チームを擁する企業
- (c) 健全な経営、会計および管理状況を示している企業
- (d) 持続可能で比較的予想可能なキャッシュフローを生み出している企業
- (e) 合理的な財務上の弾力性を維持している企業

ブラックロックのアナリストは、財務書類の審査および企業の経営陣との協議を通じ各々の信用リスクを評価する。ブラックロックは、企業の経営陣とのコミュニケーションにより極めて貴重な識見を得られると確信している。投資が決定された場合、すべての投資対象について全く同様の規律で継続的に調査が行われる。

クレジット・アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、関係指数の銘柄およびブラックロックが保有していないが、保有を検討している銘柄の監視について責任を有する。

通常の場合において、サブ・ファンドは、その資産総額の少なくとも80%を、確立された格付機関によりBaa/BBの投資適格と格付けされているか、または格付がない場合には投資運用会社により同等の品質であるとみなされる優先証券または債務証券に投資する。

サブ・ファンドは、その資産総額の20%を限度に、投資不適格（ムーディーズによるBa以下、スタンダード・アンド・プアーズによるBB以下またはフィッチによるBB以下）の証券、または格付がない場合には投資運用会社により同等の品質であるとみなされる証券に投資することができるが、当該証券は、投資適格と格付けされている上位債務を発行済の発行体により発行されていることを条件とする。サブ・ファンドがある発行体の優先証券または債務証券を購入した後に当該発行体が投資不適格に格下げされた場合、サブ・ファンドは、当該優先証券または債務証券を保有し続けることができるが、投資運用会社は、合理的な期間内に当該優先証券債務を売却するよう努力する。

サブ・ファンドはまた、その資産総額の20%を限度に普通株式に投資することができる。サブ・ファンドは、直接普通株式に投資するというのではなく、証券の転換可能特性、受益証券の売出しもしくは公開買付の際の転換可能特性により、または証券もしくは類似取引の再編もしくは破綻に関連して普通株式を取得し保有することがある。

格付カテゴリー別ポートフォリオ(2013年11月30日現在)

格付	ポートフォリオ(%NAV)	ベンチマーク(%NAV)	差
政府	0.00	0.00	0.00
AA	3.73	0.00	3.73
A	15.23	0.00	15.23
BBB	72.70	93.22	-20.52
BB	8.34	6.78	1.56
その他	0.00	0.00	0.00
合計	100	100	

格付カテゴリー別ポートフォリオ(2013年5月31日現在)

格付	ポートフォリオ(%NAV)	ベンチマーク(%NAV)	差
政府	0.00	0.00	0.00
AA	1.25	0.00	1.25
A	20.72	0.00	20.72
BBB	71.36	97.87	-26.51
BB	6.67	2.13	4.54
その他	0.00	0.00	0.00
合計	100	100	

信用リスクには、取引相手方リスクと決済リスクも含まれる。取引相手方リスクとは、取引相手方がその取引約定を履行できない場合にブラックロックまたはそのクライアントのアカウントが損失を被る潜在的損失のことをいう。

ブラックロックの取引相手方および集中リスクグループ(Counterparty & Concentration Risk Group)は、以下の全社規模の取引相手方に対する与信方針および手順を実行、更新ならびに執行する責任を負う。

1. 取引相手方の将来の信用度を査定し、取引相手方を承認する。
2. 資産クラス毎に生じる、各取引相手方に対する信用リスクのエクスポージャーを測定し、監視する。
3. エクスポージャーの設定、確認または調整目的で、必要に応じて取引相手方の財務実績を監視する。
4. 商品毎、傾向毎および取引相手方毎にエクスポージャーのレベルの監視を実施し、総エクスポージャーが認められた時点でポートフォリオ・マネジャーに報告する。
5. ISDAおよびその他のデリバティブ関連文書に対する信用問題の指針および監視を提供する。ブラックロックは通常、スワップの取引相手方に対して、取引開始時に少なくともAの格付を有していることを要求する。

決済リスクとは、予定された決済金の支払または債務が適時にまたは全く履行されないリスクである。決済は、取引がそのすべての当事者(ブローカーまたはディーラー、清算機関およびその他の金融機関を含む。)の帳簿および記録に記載される際のプロセスと定義される。

ブラックロックが投資する大部分の市場は、決済リスクが最少のDVP(引渡しと支払の同時決済)である。市場がDVPではない(例えば、ロシア)と分類される場合、取引者本人に関する決済リスクを避けるため、ブローカーとの間で特別な決済上の合意(前払い/前渡し)が定められる。

信用リスクは、発行体または取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。

受託会社であるエスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト(ユークー)リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト(ユークー)リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(「BBH&Co.」)を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるBBH&Co.に現金が保管されることで、最終的にBBH&Co.に保管される。サブ・ファンドは、BBH&Co.スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、BBH&Co.が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および/または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、CMS(キャッシュ・マネージメント・サービス)に参加することが(スイープされた残高についての損失のような)投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。BBH&Co.の信用格付は、フィッチからA+(2013年5月31日:A+)の格付を得ている。

流動性リスク

流動性リスクは、（ ）市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができないリスク、または（ ）デリバティブ取引から生じたサブ・ファンドの金融債務（追加証拠金請求等）が履行され得ないリスクを示す。サブ・ファンドの主たる責務は、投資家が売却を希望する受益証券を買い戻すことである。受益証券は、管理会社を買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

さらに、優先証券は、事実上、普通株式等のその他多くの証券に比べ流動性が欠くことがある。サブ・ファンドは、優先証券を適当な価格および時期に処分することが困難なことがある。

流動性リスクは、以下の方法でコントロールされる。

- ・ ブラックロックの投資運用担当者は、各特定のサブ・ファンドの投資目的および流動性要件との関連で利用されるすべての商品（デリバティブを含む。）の流動性を考慮して、これを維持する。現金ポジションについて、サブ・ファンドがそのデリバティブ・ポジションおよび受益者による買戻しから発生する債務を十分に弁済し得ることを確保するため、日々監視および報告が行われる。
- ・ ブラックロックはまた、サブ・ファンドの現金比重を見直す手順、および極端な市場変動の場合に満期に債務を弁済するための流動性要件の充足を確保する手順を実施している。
- ・ RQAは、流動性リスクに対し格別に敏感に反応するファンド、例えば、高利回り債、特殊市場または特殊産業セクターに多額の投資を行っているファンドについて特別な審査を実施する。かかる審査から発生した重要な問題点は、指定された者に報告される。
- ・ すべての流通銘柄は、日々、市場の情報に基づき評価される。非流通銘柄は、必要に応じ、また公式には毎月、ブラックロックのプライシング委員会により正確を期するため審査される。
- ・ ブラックロックのプライシング委員会はまた、資産の流動性に影響を及ぼす重大な市場事由（本国送金問題等）を処理する。

流動性の表：満期別ポートフォリオ（2013年11月30日現在）

満期バケット	ポートフォリオ（%NAV）	デュレーション寄与
現金	8.30	0.00
その他	5.43	0.00
0年から1年	0.00	0.00
1年から3年	0.00	0.00
3年から5年	19.31	0.79
5年から7年	0.00	0.00
7年から10年	0.00	0.00
10年から15年	1.61	0.05
15年から20年	0.00	0.00
20年以上	65.35	3.93
合計	100.00	4.77

流動性の表：満期別ポートフォリオ（2013年5月31日現在）

満期バケット	ポートフォリオ（%NAV）	デュレーション寄与
現金	6.65	0.00
その他	11.39	0.00
0年から1年	3.12	0.01
1年から3年	0.00	0.00
3年から5年	0.00	0.00
5年から7年	0.00	0.00
7年から10年	0.00	0.00
10年から15年	1.52	0.03
15年から20年	0.00	0.00
20年以上	77.32	4.24
合計	100.00	4.28

2013年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 U S \$	合計 U S \$
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	155,559	155,559
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額	29,935,665	29,935,665
負債合計	30,091,224	30,091,224

2013年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 U S \$	合計 U S \$
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	142,727	142,727
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額	32,007,940	32,007,940
負債合計	32,150,667	32,150,667

サブ・ファンドによる借入れは、流動性を得ることを目的とする場合にのみ認められ、いつでもサブ・ファンドの純資産の最大10%に限定される。サブ・ファンドは、受益者に対する買戻代金の支払資金を調達するため、またはその他の投資対象の売却もしくは買戻しによる手取金を受領するまでの新規投資上の短期資金調達のため短期の借入れを行うことができる。

サブ・ファンドの買戻し方針上、買戻請求書は、管理会社の事務所において買戻しが実行される取引日の午前10時（ダブルリン時間）までに受領されていなければならない。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買戻される。買戻金は、買戻しが実行される取引日（同日を含む。）から5営業日目までに、サブ・ファンドの基準通貨で受益者の口座宛に銀行電信振替により支払われる。

通貨リスク

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

オーストラリア・ボンド・ファンド（AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドが作成）（「AMP CI」）

オーストラリア・ボンド・ファンドが直面する主要リスクは、インベストメント・マネジャーが投資指図に従い当該リスクを管理および監視する方法についての概要とともに、以下に記載される。

リスク報告書は、毎日、ポートフォリオ・マネジャーおよび経営陣ならびに債券責任者により精査される。そのため、前日のポジショニングの予定外の大きな変更は、経営陣から問いただされる。さらに、リスク会議が毎週開催され、各セクター・チームの責任者、シニア・ポートフォリオ・マネジャーおよび債券責任者が、各ポートフォリオのリスクについて協議する。

市場リスク

市場リスクの監視プロセス

サブ・ファンドの市場リスクは、多くのレベルで、インベストメント・マネジャーにより管理される。インベストメント・マネジャーは、マクロ経済上の変動（金利の変動および金利スプレッドの変化等）に関連しポートフォリオのリターン

の感応度を監視する。AMP C Iの債券運用チームは現在、リスクを計算するためブラックロック・アラジン・リスク管理システムを利用し、また、ポートフォリオ・マネジャーは、オーストラリア・ボンド・ファンドのリスク予算を決定し、次にかかる予算を監視する。これにより、インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドのリスクおよびリターン目標を達成するための適切な投資戦略を策定することができる。

実際のポートフォリオ組成上の主要ツールは、ブラックロック・アラジン・リスク管理システムであり、サブ・ファンドの金利リスクおよび信用リスク報告書を毎日作成し、インベストメント・マネジャーおよびチーム全体が当該報告書を検討する。これらの報告書では、個々の証券レベルまで掘り下げて検討するか、またはポートフォリオのリスク負担を満期バケット、信用格付、産業クラスおよび証券タイプの各レベルに分割することができる。こうしたリスクは、関係するベンチマーク、モデルまたはその他の類似ポートフォリオと比較され得る。

日報には、取引前トラッキング・エラー・モデルが書き出され、すべての投資リスクを主要なリスク要因（株式特有リスクを含む。）に分類している。本報告書により、インベストメント・マネジャーは、各AMP C I債券ポートフォリオの現在のリスク予算と比較して、ポートフォリオに対する重要なリスク寄与要因を監視することができる。

市場リスクの集中

ポートフォリオの集中リスクは、AMP C Iのインベストメント・マネジャーにより定期的に監視される。各非政府発行体に対するサブ・ファンドのリスク負担の額は、ファンドの集中リスクを減らすため限定される。さらに、AMP C Iはまた、各発行体の信用リスクを査定するためにボトムアップ分析を利用する。

以下の表では、2013年11月30日現在および2013年5月31日現在の証券タイプ別に分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

証券タイプ	市場価格	市場価格
	2013年11月30日	2013年5月31日
現金	2.3%	1.7%
国債	17.2%	20.3%
準国債	26.9%	29.3%
社債	53.6%	48.7%
合計	100.0%	100.0%

デュレーション寄与

AMP C Iのインベストメント・マネジャーはまた、サブ・ファンドが負担する市場リスクのレベルを監視するため主要リスク要因のデュレーション寄与を利用する。また標準偏差分析は、サブ・ファンドのリターンの総合ボラティリティおよび超過リターンのボラティリティを査定する。デュレーション寄与分析は、リスクを主要リスク要因（デュレーション、イールドカーブおよびスプレッド・デュレーション等）に分割し、信用格付、業種およびセクターにより分類する。ポートフォリオ全体レベルとポジション対ベンチマークの比較レベルの両方で、かかる基準に基づく各種報告書が作成される。

ベータ

ベータは、UBSオーストラリア債券（総合）指数の変動に対するオーストラリア・ボンドのリターンの感応度を測定する。2013年11月30日までの6ヵ月間のサブ・ファンドの平均ベータは1.01である。これは、UBSオーストラリア債券（総合）指数の単位価格の1%の変動が、オーストラリア・ボンド・ファンドの単位価格に1.01%の変動を生じる見込であることを意味する。2013年5月31日のオーストラリア・ボンド・ファンドのベータは1.02であった。

ベータ・モデルを使用すると、ベンチマークの1%の増加は、サブ・ファンドのNAVを59,463,088豪ドルから60,063,665豪ドルに増加させると予想され、ベンチマークの1%の減少により、サブ・ファンドのNAVは58,862,511豪ドルに減少すると思われる。ただし、NAVに関するこうした予測は、過去のベータを使用しているため不正確である。サブ・ファンドの市場リスクの指標としてのみベータを使用することの方が、好ましいと思われる。

かかるモデルの重要な限界は、過去のベータの使用である。指数と比べたサブ・ファンドの実績は、ベータの変動により変わってくる。

標準偏差

標準偏差は、サブ・ファンドの総リスクおよびリスク対債券（またはトラッキング・エラー）を分析するためインベストメント・マネジャーにより利用される。リスクについて取引後と取引前の両方の比率が分析される。取引後比率は毎月計算され、取引前比率は毎日計算され、予想リスクの標準偏差比率となり、現在のリスク・エクスポージャーが翌年も持続する場合に（通常、超過リターンについて）予想されるボラティリティを測定する。

過去6ヵ月間のボラティリティの分析に基づき、オーストラリア・ボンド・ファンドは、2013年6月1日から2013年11月30日までの期間について、同年度のベンチマークの2.34%の標準偏差と比較して2.37%の標準偏差を示している。ベンチマークと比べて、サブ・ファンドの超過リターンのトラッキング・エラーは、2013年11月30日に終了した6ヵ月間において、0.12%である。2012年5月31日から2013年5月31日までのサブ・ファンドの標準偏差は、2.37%であった。

取引前トラッキング・エラー・モデルは、リスクを主要リスク要因（デュレーション、イールドカーブ（満期バケット別）、信用格付による信用、スワップ、準国債、インフレ連動債および高利回り債を含む。）に分類する。また、株式特有リスク・モデルは、特定証券のセクターと比べた当該証券のボラティリティについて証券レベルのリスクを測るものである。

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

金利リスク

AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、金利の変動とイールドカーブの移動により投資対象の評価が変動する可能性を厳密に監視する。AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、金利のデュレーション構成要素（金利の同一方向の変動に関係する。）およびイールドカーブ構成要素（イールドカーブ全域の金利の異方向の変動に関係する。）の両方を監視する。

下記の表は、金利の同一方向の変動がサブ・ファンドの実績に及ぼす影響を示すシナリオ分析である。2013年5月31日現在のデュレーションの表も、比較のため記載されている。

下記のモデルは、金利の同一方向の変動を想定している。

予想市場価格は、2013年11月30日現在および2013年5月31日現在のデュレーションを用いて計算されている。時を経てその後デュレーションが変化すれば、サブ・ファンドの市場価格の予想は不正確なものとなる。

2013年11月30日現在

ファンド・デュレーション：3.91

ベンチマーク・デュレーション：4.04

変動%	ポートフォリオ		ベンチマーク		実績増 %
	市場価格	変動%	市場価格	変動%	
- 0.50	61,028,287	1.96%	724,800,134,048	2.02%	- 0.07%
- 0.25	60,443,175	0.98%	717,624,598,512	1.01%	- 0.03%
0	59,858,062	-	710,449,062,976	-	-
0.25	59,272,949	- 0.98%	703,273,527,440	- 1.01%	0.03%
0.50	58,687,837	- 1.96%	696,097,991,904	- 2.02%	0.07%

2013年5月31日現在

ファンド・デュレーション：3.79

ベンチマーク・デュレーション：4.16

変動%	ポートフォリオ		ベンチマーク		実績増 %
	市場価格	変動%	市場価格	変動%	
- 0.50	60,610,678	1.895%	713,136,874,753	2.080%	- 0.185%
- 0.25	60,047,072	0.948%	705,871,373,678	1.040%	- 0.093%
0	59,483,467	0.000%	698,605,872,603	0.000%	0.000%
0.25	58,919,861	- 0.948%	691,340,371,528	- 1.040%	0.093%
0.50	58,356,255	- 1.895%	684,074,870,453	- 2.080%	0.185%

AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、常に、金利のベースポイントの変動に対する投資対象の価格感応度を追跡する。これは、ベンチマークの価格感応度と比較される。金利リスクの管理プロセスは、多くの経済、評価、市場ポジショニングおよび技術に関する指標についての債券チームの分析に基づいている。これによりAMP C Iは、債券市場を牽引する潜在的テーマを認識し、これに応じてポートフォリオのポジションを定めることができる。

金利カーブの異方向の変動リスクは、イールドカーブの勾配の変化の影響またはイールドカーブの上昇もしくは下落の不安定な動きによる影響を含み、インベストメント・マネジャーがこれを解明して監視する。

利回りに対する経済の見通しは、社内および外部ストラテジストにより提供される業務の分析に依拠する。これには、オーストラリア国内と世界の経済活動のレベルおよびインフレについての解釈、ならびにこれらによる債券利回りとイールドカーブに係る予想が含まれる。

債券市場に関する評価は、デュレーションおよびイールドカーブ戦略の運用上の比較的伝統的な分析を反映している。評価プロセスからの情報は、オーストラリアおよび世界の債券利回りの適正価値のAMP C Iの社内モデルにより表示される。推定短期レートおよび他の市場と比べた債券利回りレベルもまた、考慮される。

極端な市場ポジショニングが債券利回りおよびイールドカーブを推進する可能性があり、AMP C Iの調査から、投資家の極端なポジショニングと将来の予想金利傾向との間の逆張り関係が示唆される。AMP C Iは各種のポジショニング調査をモニターし、これらはデュレーションとイールドカーブを形成する際にモニターされる。

金利チームは、ポジション管理を目的に、過去の価格変動に基づく債券市場に関する技術的解釈を利用する。

実施される分析には、オーストラリア債券市場のみならず世界の債券市場に影響を及ぼす問題の解釈を含む。これは、オーストラリア債券市場の特に米国市場との強力な相関関係を反映している。金利・通貨チームのプロセスへの情報提供は活発であり、ここ数年、絶えず進化している。

債券市場を牽引するテーマを見極めて活用し得る可能性は、引き続き主要な投資目的である。

流動性リスク

オーストラリア・ボンド・ファンドは、合理的な範囲で流動性のある投資対象であり、通常の市況において、サブ・ファンド全体を10日以内に清算することができるかとAMP C Iは予想する。

サブ・ファンドが直面する重要な流動性問題は、サブ・ファンドに対する買戻し請求の分量により決定される。サブ・ファンドは、その投資対象の一部を準国債等の高度流動性資産クラスとして保管する。インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドの流動性の全体レベルに加えベンチマークと比べたサブ・ファンドの流動性も監視する。

すべての固定金利投資対象は、その流動性レベルにより分類される。国債等の比較的迅速に現金化が可能な資産および現金は、高度流動性資産と分類される。比較的頻繁に売買される資産は流動性資産と分類され、現金化にかなり時間を要する資産は非流動性資産とみなされる。

以下の表では、2013年11月30日現在および2013年5月31日現在の流動性レベルにより分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

流動性指標	2013年11月末日 市場価格%	2013年5月末日 市場価格%
高度流動性資産	46.4%	51.30%
流動性資産	52.7%	47.80%
取引資産	0.9%	0.90%
非流動性資産	0.00%	0.00%
合計	100.00%	100.00%

2013年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 AUD	合計 AUD
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	388,153	388,153
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	418	418
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	59,463,088	59,463,088
負債合計	59,851,659	59,851,659

2013年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 AUD	合計 AUD
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	393,004	393,004
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	4,176	4,176
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	59,483,467	59,483,467
負債合計	59,880,647	59,880,647

信用リスク

信用リスク管理の一般プロセス

ポートフォリオの信用リスクの管理および監視を担当する専任信用市場チームを、AMP C Iは有している。信用リスクの監視は、AMP C Iのリスク管理プロセスの極めて重要な要素である。AMP C Iのインベストメント・マネジャーが監視する三つの重要な信用リスクは、信用発行体の不履行リスク、信用スプレッド拡大リスクおよび格付機関による信用格付引下げリスクを含む。かかる事象の発生は、債券価格に重大な悪影響を及ぼすことになる。

AMP C Iの信用リスク監視プロセスは、より広範な市場についてのトップダウン分析と各個別債券発行体についてのボトムアップ分析を組み合わせる。トップダウン分析は、投資戦略・経済チーム（I S E T）による世界経済に係る総合評価および予想を含む。かかる評価は、経済成長、金利および信用サイクルに係る予想の枠組みを提供する。インベストメント・マネジャーは、次に、信用デレションおよび妥当な業種の組入比率を決定するため市況を査定する。また、AMP C Iが「低格付」の債券（例えば、B B B +の格付）よりも「高格付」の債券（格付機関によるA A Aの格付）に投資を配分する組入比率に関する決定もある。AMP C Iは、国債と債券の供給、低格付債と高格付債の相対価格、信用サイクルおよび経済と政治の全般的状況等の要素を考慮する。

以下の表では、2013年11月30日現在および2013年5月31日現在のベンチマークと比べたサブ・ファンドの各信用格付カテゴリー別投資対象の比率を説明する。

国際格付機関による格付

信用格付	ベンチマーク	ポートフォリオ	ベンチマーク	ポートフォリオ
	2013年11月末日	2013年11月末日	2013年5月末日	2013年5月末日
A A A	72.4%	44.4%	74.5%	49.1%
A A +	12.3%	12.7%	9.1%	10.0%
A A	5.0%	7.5%	5.5%	6.1%
A A -	3.3%	4.0%	3.5%	4.1%
A +	1.4%	4.6%	1.5%	3.8%
A	1.8%	7.2%	2.4%	7.1%
A -	1.7%	10.2%	1.5%	8.5%
B B B +	0.9%	5.0%	0.7%	3.1%
B B B	0.9%	2.1%	1.0%	5.8%
B B B -	0.3%	2.3%	0.3%	2.4%
B B +	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

AMP C Iのインベストメント・マネジャーはまた、各個別債券発行体のリスク特性を理解するため広範囲の「ボトムアップ」分析を行う。AMP C Iの豊富な信用専門家資源により、我々は、数多くの個別信用投資対象の分析および調査を行うことができる。かかる「ボトムアップ」分析を実施するのはAMP C Iの信用アナリストであり、これらは、業種に従い企業を配分され、投資対象の売買の推奨を行い、各種産業の見通しを観察する責任を負っている。インベストメント・マネジャーおよび信用アナリストは、次に、当該企業と業種の多様な展望を論議し、個々の投資対象と業種の組入比率を決定することになる。「ボトムアップ」プロセスは、三段階に分けられる。

1. 適切な信用の審査：この段階では、信用アナリストの業界知識および社内で開催された定量モデルの作出を促す。プロセスの目的は、投資領域を縮小し、投資機会の可能性を示す企業および業種を分析するため最大限の時間を費やすことである。

2. 個別信用リスクの査定：個別信用分析は、ある企業が業界で優れた実績を示すか示さないかの可能性の判断を目的とする。企業のキャッシュフロー、市場ポジション、営業効率、戦略の方向性および資本構造に関する展望に、特に重点が置かれる。
3. 個々の債券の評価：この段階はインベストメント・マネジャーによる債券の評価を含み、また当該企業もしくはその同業者によりまたは企業内で別段に発行されたその他の証券と比較した証券の相対的な利点を重視する。分析では、証券の信用スプレッドのボラティリティ、流動性、購入と売却のレベル、契約保護および信用カーブ上の最適ポジションが考慮される。

債務が格付けを受けていない場合、プロセスは変更されず、企業の財務および営業状態を確定して、その相対的な信用度を判断するため同業種の他の企業と比較することに集中した分析が行われる。ポートフォリオへの無格付銘柄の組入れを承認するための最終判断は、取締役およびAMP C I部門責任者で構成される信用投資委員会に委ねられる。

互いに矛盾するものではない「トップダウン」および「ボトムアップ」プロセスを通じ、インベストメント・マネジャーは、個々の企業、業種に対する希望エクスポージャーおよびサブ・ファンドの全般的信用エクスポージャーを確定することができる。

信用リスクは、発行体または取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。

受託会社であるエスエムティー・トラスティ（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてB B H & C o . を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるB B H & C o . に現金が保管されることで、最終的にB B H & C o . に保管される。サブ・ファンドは、B B H & C o . スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、B B H & C o . が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および/または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、C M S（キャッシュ・マネージメント・サービス）に参加することが（スイープされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。B B H & C o . の信用格付は、フィッチからA +（2013年5月31日：A +）の格付を得ている。

信用格付

信用格付は、債券ポートフォリオの不履行リスクを査定する際に極めて重要である。インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドのトラッキング・エラー情報を評価するため、ベンチマークと比べた保有サブ・ファンドの全信用格付を監視する。サブ・ファンドは、（AMP C Iは、下位の証券格付に評価される証券を持ち続けるけれども）投資不適格の資産には投資しない。

取引相手方リスク

取引相手方リスクが生じる証券売買の際に、AMP C Iは、広範囲のブローカーとの間で取引を行い、また決済リスクを最少にするためt + 1による取引確認を要求している。

担保

サブ・ファンドの投資の大部分は多額の担保を要求しないが、特に10年物および3年物債券先物について、デリバティブのリスク負担上、ファンドのため多少の担保が保管されている。2013年11月30日現在、マクワイア・バンクに32,417豪ドルの先物証拠金があった。2013年5月31日現在、マクワイア・バンクに51,080豪ドルの先物証拠金が預託されていた。マクワイア・バンクの信用格付は、スタンダード・アンド・プアーズからAの格付を得ている。

減損資産

サブ・ファンドは減損資産を保有しない。

信用リスクの集中

インベストメント・マネジャーはまた、セクター・レベルと信用発行体レベルの両方で、信用リスクの集中を管理する。AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、投資の各レベルでの信用リスクの集中を理解するためホーク・アイ総合報告システム等の画期的なリスク管理ソフトウェアを使用している。政府以外の各発行体に対するサブ・ファンドの投資額は、サブ・ファンドの集中リスクの額を減らすため限定される。地理的に、すべての投資はオーストラリアを基盤とし、豪ドルを基準としている。

通貨リスク

オーストラリア・ボンド・ファンドは、サブ・ファンドのリターンを豪ドルで報告し、豪ドル建てで上場されている債券にのみ投資するため、サブ・ファンドのレベルで通貨リスクを負わない。しかし、サブ・ファンドの評価額が顧客の母国通貨に換算される場合、通貨リスクが投資家レベルで発生することがある。AMP C Iは、かかるリスクの管理について責任を有しない。

ユーロ・ボンド・ファンド（T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが作成）

金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてユーロ建て投資適格固定利付商品から成る分散化されたポートフォリオへの投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、パークレイズ・ユーロ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物、ならびに
- ・ サブ・ファンドの投資活動から発生する通貨リスクを管理するためのデリバティブ取引（例えば、為替契約）

ユーロ・ボンド・ファンドが直面する主なリスクについては下記において詳述されるが、それに加えて、投資マニフェストに従った投資運用会社によるこれらのリスク管理方法および監視方法についても概要が示されている。サブ・ファンドの業務により、ファンドは様々な金融リスク（市場リスク（通貨リスク、適正価値金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスクを含む。）、信用リスクおよび流動性リスク）にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

市場価格リスク

サブ・ファンドは、主としてヨーロッパの公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債および社債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50%は、高品質のユーロ建て国債に投資されなければならない。サブ・ファンドはまた、アクティブ投資から発生する通貨リスクを管理するためデリバティブ契約の取引も行っている。デリバティブに関する詳細については通貨リスクの項に記載されている。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドはまた、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定している。国/デレレーション、通貨、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

T・ロウ・プライスの定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差（トラッキング・エラー）から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール（例えば、ウィルシャー・アクシオム、パークレイズ・キャピタル・ポイント）および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素（実際の市場価格の変動、金利変動および為替変動）により影響を受ける。金利および為替の変動は、後記の各項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

過去6ヵ月間の実績リターンのボラティリティの分析に基づき、ユーロ・ボンド・ファンドは、2013年6月1日から2013年11月30日までの6ヵ月について、同年度のベンチマークの3.49%の標準偏差と比較して年率3.96%³のリターンの標準偏差を示している。

ユーロ債市場が、2013年11月30日現在でパークレイズ・ユーロ総合インデックスにより表象されるように前期に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約255,366ユーロ増加していたと思われる。この数字は、2013年11月30日現在5,548,253⁴ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ0.921⁵に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2013年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約255,366ユーロ減少していたと思われる。これは、現在の市況に基づき、12ヵ月間における変動の可能性が合理的にあり得るとい投資運用会社の見解を表している。

2013年5月31日に終了した前財務報告年度と比較すると、ユーロ債市場が、2013年5月31日現在でパークレイズ・ユーロ総合インデックスにより表象されるように前年に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約291,343ユーロ増加していたと思われる。これらの数字は、2013年5月31日現在6,014,683⁶ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ0.969⁷に基づいている。逆に、比較で

きるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2013年5月31日現在のサブ・ファンドのNAVに基づき約291,343ユーロ減少していたと思われる。これは、現在の市況に基づき、12カ月間における変動の可能性が合理的にあり得るとする投資運用会社の見解を表している。

ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることである。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算する。トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で（例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法）ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

訳注：本中間財務書類の原文に添付されているが本書に含まれないInvestment Manager's Report（投資運用会社報告書）に脚注1、2が記載されているため、注記中の脚注は3から開始している。

³ T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく。

⁴ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

⁵ 過去3年間のベータ0.921 - （T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2013年5月末現在のファンドの実績総対パークレイズ・ユーロ総合インデックス

⁶ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

⁷ 過去3年間のベータ0.969 - （T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2013年5月末現在のファンドの実績総対パークレイズ・ユーロ総合インデックス

金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本的および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。金利リスクの負担は、満期バケット、国および通貨毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較される。

2013年11月30日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動⁸の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約2.9%減少することになり、これは2013年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産5,548,253⁹ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション5.9¹⁰に基づき、債券価格の163,673ユーロの下落に相当する。

2013年5月31日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動¹¹の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.0%減少することになり、これは2013年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産6,014,683¹²ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション5.95¹³に基づき、債券価格の178,937ユーロの下落に相当する。マイナス0.5%のイールドカーブの移動の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.0%増加することになる。

2013年11月30日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

NAVにおける変化分に対する影響（2013年11月30日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+0.50%	-2.9%	-163,673
+1.00%	-5.9%	-327,347
-0.50%	+2.9%	163,673

- 1.00%	+ 5.9%	327,347
---------	--------	---------

同一の裏付けイールドカーブの移動の想定（ただし2013年5月31日現在の有効デュレーションは5.95およびサブ・ファンドの純資産は6,014,683¹⁴ユーロ）による2013年5月31日現在のNAVにおける変化分に対する影響について、さらに下記を参照されたい。

NAVにおける変化分に対する影響（2013年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+ 0.50%	- 3.0%	- 178,937
+ 1.00%	- 6.0%	- 357,874
- 0.50%	+ 3.0%	178,937
- 1.00%	+ 6.0%	357,874

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理により、金利の変動はカーブの全域で非常に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると投資運用会社は認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

⁸ イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

⁹ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

¹⁰ T・ロウ・プライス提供の修正済みデュレーション。

¹¹ イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

¹² 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

¹³ T・ロウ・プライス提供の修正済みデュレーション。

¹⁴ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

信用リスク / 取引相手方リスク

固定利付資産（先進国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格社債市場の分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用チームは重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄および投資運用会社が保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、スタンダード・アンド・プアーズまたはムーディーズによりBBB - / Baa3以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付はAA - / Aa3以上に維持されており、サブ・ファンドのNAVの最大10%が、BBB - / Baa3の証券に投資され得る。

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳(2013年11月30日現在)

信用格付	ポートフォリオ 組入比率(%)	指数 組入比率(%)	差 (%)
A A A	39.36	31.45	7.91
A A	15.29	25.96	- 10.67
A	15.15	10.76	4.39
B A A	28.86	31.65	- 2.79
B A *	0.00	0.18	- 0.18
現金	1.34	0.00	1.34
	100.00	100.00	0.00

* ベンチマークの下位投資格付を下回る全証券は、2013年12月1日当初(月末調整)にベンチマークをはずされていた。

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳(2013年5月31日現在)

信用格付	ポートフォリオ 組入比率(%)	指数 組入比率(%)	差 (%)
A A A	37.54	32.35	5.19
A A	16.03	24.97	- 8.94
A	15.71	11.63	4.08
B A A	29.86	30.95	- 1.09
B A *	0.00	0.10	- 0.10
現金	0.86	0.00	0.86
	100.00	100.00	

* ベンチマークの下位投資格付を下回る全証券は、2013年6月1日当初(月末調整)にベンチマークをはずされていた。

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。サブ・ファンドは、資産の取得時において、同一発行体により発行されたクラス証券の10%を超えて保有することはできず、サブ・ファンドの純資産の最大5%まで、同一企業の証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター/格付、セクター/デュレーションおよび発行体等の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが実行されるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が実行される。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

投資運用会社は、定期的に、サブ・ファンドの為替先物ポジションに関する取引相手方リスク・エクスポージャー報告書を発行する。かかる報告書は、取引相手方の不履行に関連するリスクの限定を意図するものである。すべての為替取引および為替先渡しは、B B H & C o .¹⁵と共に実行される。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。投資運用会社は、予めエスエムティー・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッドが承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。

- 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える受益者資金を保有していること。
- 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期/年次報告書の中で開示されること。
- 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドのNAVの5%を超えないこと。

受託会社であるエスエムティー・トラスティ(アイルランド)リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてB B H & C o .を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるB B H & C o .に現金が保管されることで、最終的にB B H & C o .に保管される。サブ・ファンドは、B B H & C o .スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、B B H & C o .が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、およ

び/または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、CMS(キャッシュ・マネージメント・サービス)に参加することが(スweepされた残高についての損失のような)投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソプリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。BBH&Co.の信用格付は、フィッチからA+(2013年5月31日:A+)の格付を得ている。

¹⁵ すべての為替取引は、副保管会社であるBBH&Co.と共に実行される。BBH&Co.の信用格付は、フィッチからA+(2013年5月:A+)の格付を得ている。

流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っている。サブ・ファンドの証券は、ヨーロッパの公認取引所に上場されているため、容易に換金可能(T+2)である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる(借入れは、サブ・ファンドのNAVの10%を超えてはならない)。当期間中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2013年11月30日現在、こうした種類の証券に投資していない。為替先渡しは、サブ・ファンドの資産をヘッジするために許可されることを制限される。

サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの流動性ポジションを監視している。

2013年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 EUR	合計 EUR
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	76,825	76,825
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	2,683	2,683
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	5,548,253	5,548,253
負債合計	5,627,761	5,627,761

2013年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 EUR	合計 EUR
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	155,022	155,022
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	6,014,683	6,014,683
負債合計	6,169,705	6,169,705

通貨リスク

サブ・ファンドは、ユーロ以外の通貨建て資産を保有しているため、通貨リスクを負っている。他の通貨建て証券の価額は、為替レートの変動に伴い変動する。

ユーロ建て投資対象およびユーロ以外の通貨建て資産は、購入時のサブ・ファンドのNAVの15%までに限定され、通貨先渡しおよびオプションを通じたユーロに対するリスク・ヘッジが認められている。

2013年11月30日現在、サブ・ファンドは、様々な通貨での短期国債(短期国債)取引を通じて活発な為替取引を行っている。通貨変動は買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産に影響を及ぼす可能性がある。

通貨別ポートフォリオ(%) (2013年11月30日現在)

通貨	ポートフォリオ 組入比率(%)	指数 組入比率(%)	差 (%)
ユーロ	99.00	100.00	-1.00
ノルウェー・クローネ	1.00	-	1.00
	100.0	100.0	

通貨別ポートフォリオ（％）（2013年5月31日現在）

通貨	ポートフォリオ 組入比率（％）	指数 組入比率（％）	差 （％）
ユーロ	98.04	100.00	- 1.96
ノルウェー・クローネ	1.96	-	1.96
	100.0	100.0	

サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの通貨ポジションを監視している。

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

カナダ・ボンド・ファンド（T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが作成）

金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてカナダドル建て投資適格固定利付商品への投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、パークレイズ・カナダ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物

サブ・ファンドの業務により、サブ・ファンドは様々な金融リスク（市場リスク（適正価額金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスク）、信用リスクおよび流動性リスク）にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

市場価格リスク

サブ・ファンドは、主として公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債、社債、カナダ州政府により発行された債券または資産担保証券、および/または公認取引所で取引されるカナダの国内債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50%は、高品質のカナダ国債に投資されなければならない。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドは、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定する。国/デュレーション、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

T・ロウ・プライスの定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差（トラッキング・エラー）から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール（例えば、ウィルシャー・アクシオム、パークレイズ・キャピタル・ポイント）および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素（実際の市場価格の変動および金利変動）により影響を受ける。金利の変動は、後記の項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

過去6ヵ月間の実績リターンのボラティリティの分析に基づき、カナダ・ボンド・ファンドは、2013年6月1日から2013年11月30日までの期間について、同年度のベンチマークの3.48%の標準偏差と比較して年率3.40%のリターンの標準偏差を示している。

カナダ債市場が、2013年11月30日現在でパークレイズ・カナダ総合インデックスにより表象されるように前6ヵ月間に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約1,575,067カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2013年11月30日現在28,567,087¹⁶カナダドルであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ1.103¹⁷に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2013年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約1,575,067カナダドル減少していたと思われる。

2013年5月31日に終了した前財務報告年度と比較すると、カナダ債市場が、2013年5月31日現在でパークレイズ・カナダ総合インデックスにより表象されるように関係する期間に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約1,693,318カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2013年5月31日現在30,746,127¹⁶カナダドルであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ1.101¹⁹に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2013年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約1,693,318カナダドル減少していたと思われる。

ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることである。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算している。

トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で（例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法）ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

¹⁶ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

¹⁷ 過去3年間のベータ1.103 -（T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2013年11月30日現在のファンドの実績総対パークレイズ・カナダ総合インデックス

¹⁸ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

¹⁹ 過去3年間のベータ1.101 -（T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2013年5月31日現在のファンドの実績総対パークレイズ・カナダ総合インデックス

金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本的および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、投資運用会社に提供される。金利リスクの負担は、満期バケット毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。

格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較される。

2013年11月30日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動²⁰の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.3%減少することになり、これは2013年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産額28,567,087²¹カナダドルおよびサブ・ファンドの有効デュレーション6.52に基づき、債券価格の931,287カナダドルの下落に相当する。

マイナス0.5%のイールドカーブの移動の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.3%増加することになる。2013年11月30日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

NAVにおける変化分に対する影響（2013年11月30日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	カナダドル相当額
+ 0.50%	- 3.3%	- 931,287
+ 1.00%	- 6.5%	- 1,862,574
- 0.50%	+ 3.3%	931,287
- 1.00%	+ 6.5%	1,862,574

2013年5月31日現在のサブ・ファンドの有効デュレーションを6.99とし、同一の裏付けイールドカーブの移動の想定による2013年5月31日現在のNAVにおける変化分に対する影響について、下記を参照されたい。2013年5月31日現在のファンドのNAVは、30,746,127²²カナダドルであった。

NAVにおける変化分に対する影響（2013年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	カナダドル相当額
------------	----------------	----------

+ 0.50%	- 3.5%	- 1,074,577
+ 1.00%	- 7.0%	- 2,149,154
- 0.50%	+ 3.5%	1,074,577
- 1.00%	+ 7.0%	2,149,154

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理に従い、金利の変動はカーブの全域で非常に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

²⁰ イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

²¹ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

²² 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

信用リスク / 取引相手方リスク

固定利付資産（先進国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格社債市場の分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用会社は重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄およびサブ・ファンドが保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、国際的格付機関により B B B - / B a a 3 以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付は、A A - / A a 3 以上に維持されており、サブ・ファンドの N A V の最大 10% が、B B B - / B a a 3 の証券に投資され得る。サブ・ファンドの純資産価額の最低 50% は、国際的格付機関により A / A 2 以上に格付されている高品質のカナダドル建て国債に投資される。

サブ・ファンドの格付カテゴリ別内訳（2013年11月30日現在）

信用格付	ポートフォリオ 組入比率（％）	指数 組入比率（％）	差 （％）
A A A	51.66	48.78	2.88
A A	18.04	31.87	- 13.83
A	23.91	12.77	11.14
B A A	6.96	6.58	0.38
現金*	- 0.57	0.00	- 0.57
	100.00	100.00	

* クーボンの支払が予想される場合、現金は決済ベースで負の数値とはならない。

サブ・ファンドの格付カテゴリ別内訳（2013年5月31日現在）

信用格付	ポートフォリオ 組入比率（％）	指数 組入比率（％）	差 （％）
A A A	58.01	49.70	8.31
A A	19.99	31.02	- 11.03
A	22.92	13.26	9.66
B A A	6.17	6.02	0.15
現金*	- 7.09	0.00	- 7.09
	100.00	100.00	

* クーボンの支払が予想される場合、現金は決済ベースで負の数値とはならない。

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。資産の取得時において、サブ・ファンドのNAVの5%を超えて、政府以外の同一企業の社債に投資することはできない。さらに、サブ・ファンドの純資産の最大20%まで、カナダ州政府により発行または保証されている証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター/格付、セクター/デュレーションおよび発行体の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが行われるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が実行される。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。投資運用会社は、予めエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。英文目論見書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える受益者資金を保有していること。
- 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期/年次報告書の中で開示されること。
- 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドのNAVの5%を超えないこと。

受託会社であるエスエムティー・トラスティ（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーク）リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーク）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてB B H & C o . を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるB B H & C o . に現金が保管されることで、最終的にB B H & C o . に保管される。サブ・ファンドは、B B H & C o . スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、B B H & C o . が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および/または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、C M S（キャッシュ・マネージメント・サービス）に参加することが（スイープされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に

伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。B B H & C o . の信用格付は、フィッチからA +（2013年5月31日：A +）の格付を得ている。

流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っているが、キャッシュフローに関する制限に従う義務はない。サブ・ファンドの証券は、公認取引所に上場されているため、容易に換金可能（T + 2）である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる（借入れは、サブ・ファンドのNAVの10%を超えてはならない）。当期間中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2013年11月30日現在、こうした種類の証券に投資していない。

サブ・ファンドの方針に従って、投資運用会社は日々ベースでサブ・ファンドの流動性ポジションを監視する。以下の表は、サブ・ファンドの資産および負債を分析し、債券の満期日までの残存期間に基づき該当満期別にグループ化したものである。

2013年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1 ヶ月未満 C A D	合計 C A D
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	256,990	256,990
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	28,567,087	28,567,087
負債合計	28,824,077	28,824,077

2013年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1 ヶ月未満 C A D	合計 C A D
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	2,436,004	2,436,004
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	30,746,127	30,746,127
負債合計	33,182,131	33,182,131

通貨リスク

サブ・ファンドは、カナダドルおよび豪ドル以外の通貨建て資産を保有しない。

すべてのサブ・ファンドの投資証券および現金の通貨エクスポージャーは、以下のとおりである。

ユーロ・ボンド・ファンド	2013年11月30日	2013年5月31日
	EUR	EUR
英ポンド	-	12
ノルウェー・クローネ	59	118,659
合計	59	118,671

米国優先証券ファンド	2013年11月30日	2013年5月31日
	US \$	US \$
ユーロ	15,046	14,322
日本円	1,303	1,321
合計	16,349	15,643

5. 外貨を含む現金預金

現金残高は、B B H & C o . に保有され、またオーストラリア・ボンド・ファンドの負担する証拠金32,417豪ドル（2013年5月31日：51,080豪ドル）は、マクワイア・バンク・リミテッド、オーストラリアに保有/借入れされている。先物契約に係る証拠金は、サブ・ファンドがこれら持高をクローズするかかる時点まで引出制限を課せられることがある。

6. 未収債権

	EUR	AUD	CAD	US \$
未収利息	-	2,008	41	60
ファンド受益証券発行未収金	-	10,140	-	-
投資有価証券売却未収金	-	-	-	-
その他の資産	-	-	54,400	-
2013年11月30日現在	-	12,148	54,441	60

	EUR	AUD	CAD	US \$
未収利息	-	1,399	48	24
ファンド受益証券発行未収金	-	10,420	-	96,480
投資有価証券売却未収金	105,773	-	-	-
その他の資産	-	1,809	59,000	640
2013年5月31日現在	105,773	13,628	59,048	97,144

7. 未払債務 - 1年以内支払期限到来

	EUR	AUD	CAD	US\$
未払利息	-	-	-	-
ファンド受益証券買戻未払金	10,180	21,250	114,726	7,690
投資有価証券購入未払金	-	-	48,524	-
未払報酬引当金(注9)	60,645	125,535	93,740	69,841
未払分配金	6,000	241,368	-	78,028
2013年11月30日現在	76,825	388,153	256,990	155,559

	EUR	AUD	CAD	US\$
未払利息	7	-	-	-
ファンド受益証券買戻未払金	109,898	42,692	-	13,322
投資有価証券購入未払金	6,899	(35)	2,358,269	-
未払報酬引当金(注9)	31,772	115,456	77,735	48,997
未払分配金	6,446	234,891	-	80,408
2013年5月31日現在	155,022	393,004	2,436,004	142,727

8. 年度中発行および買戻しの買戻可能受益証券

	ユーロ・ bond・ ファンド (口)	オーストラリア・ bond・ ファンド (口)	カナダ・ bond・ ファンド (口)	米国 優先証券 ファンド (口)
期首現在発行済受益証券数	586,040	5,729,060	2,992,580	4,019,590
発行受益証券数	5,000	433,200	12,030	33,050
買戻受益証券数	(45,550)	(276,340)	(133,380)	(151,220)
2013年11月30日現在発行済受益証券数	545,490	5,885,920	2,871,230	3,901,420

	ユーロ・ bond・ ファンド (口)	オーストラリア・ bond・ ファンド (口)	カナダ・ bond・ ファンド (口)	米国 優先証券 ファンド (口)
期首現在発行済受益証券数	478,670	6,151,070	3,334,850	4,155,730
発行受益証券数	175,380	635,610	26,460	495,550
買戻受益証券数	(68,010)	(1,057,620)	(368,730)	(631,690)
2013年5月31日現在発行済受益証券数	586,040	5,729,060	2,992,580	4,019,590

9. 報酬および費用

各サブ・ファンドは、以下の年率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる月次報酬を管理会社に支払う。

毎月分配ユーロ・bond・ファンドおよび毎月分配オーストラリア・bond・ファンド

NAVの年率0.60%

毎月分配カナダ・bond・ファンド

NAV100,000,000カナダドル以下の場合：0.61%

NAV100,000,000カナダドル超の場合：0.67%

毎月分配 米国優先証券ファンド

NAV100,000,000米ドル以下の場合：0.60%

NAV100,000,000米ドル超500,000,000米ドル以下の場合：0.61%

NAV500,000,000米ドル超1,000,000,000米ドル以下の場合：0.66%

NAV1,000,000,000米ドル超の場合：0.71%

この報酬の中から管理会社は、販売会社および代行協会の報酬を支払う。代行協会は0.10%の年率で報酬を受領し、販売会社は残高を受領する。

管理会社はまた、各サブ・ファンドの資産から、毎日発生し毎月後払いされる、以下の料率の年次管理事務代行報酬を受領する。

毎月分配ユーロ・bond・ファンド

NAV100,000,000ユーロ以下の場合:0.13%

NAV100,000,000ユーロ超1,000,000,000ユーロ以下の場合:0.115%

NAV1,000,000,000ユーロ超の場合:0.10%

毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

NAV200,000,000豪ドル以下の場合:0.13%

NAV200,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合:0.115%

NAV1,000,000,000豪ドル超の場合:0.10%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000カナダドル以下の場合:0.12%

NAV100,000,000カナダドル超の場合:0.11%

毎月分配 米国優先証券ファンド

NAV100,000,000米ドル以下の場合:0.11%

NAV100,000,000米ドル超の場合:0.10%

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドのNAVの0.06%の料率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる年次報酬を受託会社に支払う。受託会社は、その業務遂行上負担した現金支出費のすべてを、サブ・ファンドの資産から払戻しを受ける権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に以下の料率で年次報酬を支払う。かかる報酬はサブ・ファンドのNAVに基づいて、毎日発生し毎月後払いで支払われる。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

NAV250,000,000ユーロ以下の場合:0.50%

NAV250,000,000ユーロ超500,000,000ユーロ以下の場合:0.45%

NAV500,000,000ユーロ超の場合:0.40%

毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

NAV500,000,000豪ドル以下の場合:0.50%

NAV500,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合:0.45%

NAV1,000,000,000豪ドル超の場合:0.40%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000カナダドル以下の場合:0.50%

NAV100,000,000カナダドル超の場合:0.45%

毎月分配 米国優先証券ファンド

NAV500,000,000米ドル以下の場合:0.60%

NAV500,000,000米ドル超1,000,000,000米ドル以下の場合:0.55%

NAV1,000,000,000米ドル超の場合:0.50%

投資運用会社はその報酬の中から、管理会社の承認を得て投資運用会社が任命したすべての投資顧問会社に報酬を支払う。

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、印刷費、監査報酬、法務報酬、配達料金、投資運用会社の合理的旅費、および通信費を含む管理会社の一般管理費の全額の払戻しを受ける権利を有する。通常の商業レートで請求されるかかる費用の合計額は、各サブ・ファンドにとって大きな負担となる場合があることを投資家にアドバイスする。

未払報酬は、以下のとおりである。

	E U R	A U D	C A D	U S \$
受託会社報酬	426	2,839	1,463	1,529
販売会社報酬	2,376	23,488	12,527	12,799
代行協会員報酬	456	4,900	2,357	2,458
投資運用報酬	1,447	23,657	7,486	15,289
投資顧問報酬	913	-	4,714	-
管理事務代行報酬	614	6,151	2,925	2,803
副保管費用	871	1,577	-	-
監査報酬	1,511	16,894	8,116	8,224
その他の費用	52,031	46,029	54,152	26,739
2013年11月30日	60,645	125,535	93,740	69,841

	E U R	A U D	C A D	U S \$
受託会社報酬	317	3,051	1,586	1,579
販売会社報酬	2,637	25,424	13,493	13,160
代行協会員報酬	527	5,089	2,644	2,624
投資運用報酬	1,583	25,427	7,939	15,784
投資顧問報酬	1,054	-	5,289	-
管理事務代行報酬	686	6,611	3,172	2,894
副保管費用	1,549	1,112	-	585
監査報酬	2,148	29,557	16,337	13,955
その他の費用	21,271	19,185	27,275	(1,584)
2013年5月31日	31,772	115,456	77,735	48,997

10. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純利益

2013年11月30日に終了した6ヵ月間の投資活動における純利益 / (損失) は、以下のとおりである。

2013年11月30日	E U R	A U D	C A D	U S \$
以下からの実現純利益：				
- 受取配当金	-	-	-	252,950
- 受取利息	109,565	1,765,491	629,864	475,200
- 投資証券および通貨	36,961	47,589	(123,128)	745,391
- 純収益平準化	(2,714)	81,225	(146)	-
- 純資本平準化	(1,214)	3,100	(50,006)	(14,432)
- 先物契約	-	100,480	-	-
- 先渡為替契約	457	(349)	(59)	117
	143,055	1,997,536	456,525	1,459,226
以下からの未実現損失の変動純額：				
- 投資証券および通貨	(96,537)	(1,680,607)	(843,206)	(1,844,511)
- 先物契約	-	15,590	-	-
- 先渡為替契約	(1,979)	-	-	-
	(98,516)	(1,665,017)	(843,206)	(1,844,511)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・ 負債に係る純利益 / (損失)	44,539	332,519	(386,681)	(385,285)

2012年11月30日に終了した6ヵ月間の投資活動における純利益は、以下のとおりである。

2012年11月30日	EUR	AUD	CAD	US\$
以下からの実現純利益：				
- 受取配当金	-	-	-	98,502
- 受取利息	99,010	1,831,289	646,292	728,871
- 投資証券および通貨	16,153	543,434	161,284	222,493
- 純収益平準化	8,323	(153,921)	(75,100)	(8,360)
- 純資本平準化	1,405	(3,704)	(70,761)	-
- 先物契約	-	(93,098)	-	-
- 先渡為替契約	(4,791)	-	-	-
	120,100	2,124,000	661,715	1,041,506
以下からの未実現（損）益の変動純額：				
- 投資証券および通貨	168,782	(460,052)	(160,744)	1,873,844
- 先物契約	-	138,978	-	-
- 先渡為替契約	(2,691)	-	-	-
	166,091	(321,074)	(160,744)	1,873,844
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・ 負債に係る純利益	286,191	1,802,926	500,971	2,915,350

11. 利害関係者間取引

通常の取引で生じた以外に利害関係者とのいかなる取引も存在しなかった。管理会社、投資運用会社および関連会社は、財務報告基準（FRS）第8号の下で利害関係者であるとみなされる。当期間中に利害関係者に支払われた報酬は、運用計算書上に開示されている。期末現在の利害関係者への未払金額は、注記9に開示されている。

大和証券株式会社は、唯一の受益者であり、各サブ・ファンドの受益証券を100%保有している。

12. 分配方針

管理会社は、各サブ・ファンドが受領したすべての純利息、配当およびその他の収益から分配を毎月宣言する意向である。ただし、信託証書に定める規定に従って適当な調整を行うことを条件とする。管理会社はまた、毎月または管理会社が決定するその他の時期に、各サブ・ファンドの実現および未実現売買益から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができる。

分配は各月の最終営業日に宣言され、カナダ・ボンド・ファンド（各月の15日に分配が宣言され、当該日が営業日でない場合には前営業日に宣言され、分配落日の翌営業日に支払われる。）を除く各サブ・ファンドの場合、日本で販売される受益証券に関しては販売会社に対して、分配落日直後の第2営業日に支払われる。分配は、分配落日の前営業日が終了した時点で受益者名簿に記載されている受益者に対して支払われる。

2013年11月30日に終了した6ヵ月間の分配金は、以下のとおりであった。

	1口当たり	分配金額	1口当たり	分配金額
	分配金		分配金	
	EUR	EUR	AUD	AUD
2013年6月	0.011	6,458	0.041	235,376
2013年7月	0.011	6,260	0.041	239,368
2013年8月	0.011	6,191	0.041	240,073
2013年9月	0.011	6,191	0.041	240,534
2013年10月	0.011	6,015	0.041	241,660
2013年11月	0.011	6,000	0.041	241,368
合計		<u>37,115</u>		<u>1,438,379</u>
	CAD	CAD	US\$	US\$
2013年6月	0.022	65,680	0.020	79,985
2013年7月	0.022	65,559	0.020	79,368
2013年8月	0.022	65,244	0.020	78,892
2013年9月	0.022	65,117	0.020	78,399
2013年10月	0.022	64,487	0.020	78,492
2013年11月	0.022	63,476	0.020	78,028
合計		<u>389,563</u>		<u>473,164</u>

2012年11月30日に終了した6ヵ月間の分配金は、以下のとおりであった。

	1口当たり	分配金額	1口当たり	分配金額
	分配金		分配金	
	EUR	EUR	AUD	AUD
2012年6月	0.011	5,260	0.041	249,104
2012年7月	0.011	5,192	0.041	244,153
2012年8月	0.011	5,181	0.041	241,335
2012年9月	0.011	5,299	0.041	247,885
2012年10月	0.011	6,585	0.041	247,849
2012年11月	0.011	6,571	0.041	242,296
合計		<u>34,088</u>		<u>1,472,622</u>
	CAD	CAD	US\$	US\$
2012年6月	0.022	72,756	0.020	82,025
2012年7月	0.022	71,298	0.020	80,811
2012年8月	0.022	70,405	0.020	80,380
2012年9月	0.022	69,937	0.020	79,850
2012年10月	0.022	69,277	0.020	80,541
2012年11月	0.022	68,920	0.020	81,449
合計		<u>422,593</u>		<u>485,056</u>

13. 純資産額の推移

	EUR	AUD	CAD	US\$
2013年11月30日				
NAV	€ 5,548,253	AUD 59,463,088	CAD 28,567,087	US\$ 29,935,665
受益証券数（口）	545,490	5,885,920	2,871,230	3,901,420
1口当たりNAV	€ 10.17	AUD 10.10	CAD 9.95	US\$ 7.67
2013年5月31日				
NAV	€ 6,014,683	AUD 59,483,467	CAD 30,746,127	US\$ 32,007,940
受益証券数（口）	586,040	5,729,060	2,992,580	4,019,590
1口当たりNAV	€ 10.26	AUD 10.38	CAD 10.27	US\$ 7.96
2012年11月30日				
NAV	€ 6,096,984	AUD 61,586,780	CAD 32,925,650	US\$ 30,911,796
受益証券数（口）	597,320	5,908,150	3,130,430	4,072,050
1口当たりNAV	€ 10.21	AUD 10.42	CAD 10.52	US\$ 7.59

14. 税金

現行の法令および実務に基づき、ファンドは、1997年統合租税法（改正済み）の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。かかる基準にのっとり、その収益または利益に対してアイルランドの税金を課せられることがない。

しかしながら、「課税事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が発生し得る。課税事由には、受益者への分配金支払、受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡または当該受益証券取得開始より8年間経過した時点毎の受益証券の保有が含まれる。

以下に関して、課税事由についてファンドにアイルランドの税金は生じない。

- 税法上、アイルランド非居住者および課税事由発生時にアイルランドに通常居住していない受益者。ただし、1997年統合租税法（改正済み）の規定に基づき、ファンドが適切かつ有効な宣言書を保有していること、または適切な宣言書がない場合、総額の支払を行う許可をファンドがアイルランド歳入庁より得ていることを条件とする。
- 一定のアイルランド居住のアイルランドの税金の免税受益者。ただし、必要な署名入り法定申告書がファンドに提供されていなければならない。

ファンドによる投資に対して受領する受取配当金、受取利息およびキャピタル・ゲイン（もしあれば）には、投資収益/利益が発生する国の源泉税が課せられることがある。ファンドまたは受益者は、かかる税金の還付を受けることができないことがある。

15. ソフト・コミッション協定

ファンドは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

16. 比較数値

運用計算書および買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書上の比較数値は、2012年11月30日に終了した6ヵ月間のものである。サブ・ファンドの直近の会計年度末である2013年5月31日現在の比較数値が、資産・負債計算書に用いられている。

17. 後発事象

当期間末後に、財務書類上で開示を要求される事象は生じなかった。

[次へ](#)

（２）投資有価証券明細表等

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2013年11月30日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
債務証券			
オーストラリア			
Commonwealth Bank Australia 5.5% 06-Aug-19	50,000	58,197	1.05
		<u>58,197</u>	<u>1.05</u>
オーストリア			
Austria Government 1.95% 18-Jun-19	41,000	42,894	0.77
Austria Government 3.5% 15-Sep-21	42,000	47,786	0.86
Austria Government 3.4% 22-Nov-22	28,000	31,521	0.57
Austria Government 4.85% 15-Mar-26	11,000	13,958	0.25
Hypo Alpe-Adria 2.375% 13-Dec-22	100,000	100,150	1.81
Telekom Finanz 3.125% 03-Dec-21	20,000	20,220	0.36
		<u>256,529</u>	<u>4.62</u>
ベルギー			
Anheuser-Busch 2% 16-Dec-19	4,000	4,080	0.07
Belgium Government 4.00% 28-Mar-18	59,000	66,779	1.20
Belgium Government 4.00% 28-Mar-22	37,000	42,591	0.77
Belgium Kingdom 8% 28-Mar-15	37,000	40,812	0.74
Belgium Kingdom 5% 28-Mar-35	47,000	59,674	1.08
		<u>213,936</u>	<u>3.86</u>
カナダ			
Royal Bank of Canada 4.625% 22-Jan-18	50,000	57,736	1.04
		<u>57,736</u>	<u>1.04</u>
チェコ共和国			
Czech Government 3.875% 24-May-22	40,000	44,950	0.81
		<u>44,950</u>	<u>0.81</u>
フィンランド			
Finland Government 3.375% 15-Apr-20	36,000	40,686	0.73
		<u>40,686</u>	<u>0.73</u>
フランス			
BNP Paribas 3.375% 12-Jan-17	50,000	54,311	0.98
BNP Paribas 2.875% 27-Nov-17	12,000	12,728	0.23
BNP Paribas 2.5% 23-Aug-19	6,000	6,207	0.11
France Government 4.25% 25-Oct-18	25,000	28,964	0.52
France Government 3.75% 25-Apr-21	81,000	93,142	1.68
France Government 6% 25-Oct-25	24,000	32,628	0.59
France Government 5.75% 25-Oct-32	84,000	117,266	2.11
France Government 4.75% 25-Apr-35	72,000	90,504	1.63
GDF Suez 5.625% 18-Jan-16	2,000	2,212	0.04
GDF Suez 2.625% 20-Jul-22	10,000	10,226	0.18

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
債務証券（続き）			
フランス（続き）			
RCI Banque 4.25% 27-Apr-17	12,000	13,043	0.24
Sanofi Aventis 4.5% 18-May-16	5,000	5,468	0.10
Veolia Environmental 4.375% 11-Dec-20	25,000	28,513	0.51
Veolia Environmental 5.125% 24-May-22	5,000	5,934	0.11
		501,146	9.03
ドイツ			
Daimler AG 2.625% 02-Apr-19	12,000	12,617	0.23
Germany Government 4.25% 04-Jan-14	60,000	60,205	1.09
Germany Government 0.25% 14-Mar-14	134,000	134,067	2.42
Germany Government 2.25% 11-Apr-14	84,000	84,636	1.53
Germany Government 3.75% 04-Jan-15	135,000	140,388	2.53
Germany Government 3.25% 04-Jul-15	48,000	50,397	0.91
Germany Government 2% 26-Feb-16	21,000	21,880	0.39
Germany Government 4.00% 04-Jul-16	30,000	32,964	0.59
Germany Government 4.25% 04-Jul-18	21,000	24,528	0.44
Germany Government 3.25% 04-Jan-20	182,000	205,285	3.70
Germany Government 1.5% 15-Feb-23	93,000	92,169	1.66
Germany Government 4% 04-Jan-37	110,000	136,356	2.46
Germany Government 2.5% 04-Jul-44	30,000	29,244	0.53
KFW 4.375% 04-Jul-18	38,000	44,094	0.79
Man AG 7.25% 20-May-16	3,000	3,474	0.06
Merck Financial Services 3.375% 24-Mar-15	6,000	6,222	0.11
		1,078,526	19.44
アイルランド			
AIB Mortgage 4.875% 29-Jun-17	100,000	109,964	1.98
Cloverie Plc FRN 24-Jul-39	50,000	60,737	1.09
Ireland Government 5.5% 18-Oct-17	37,000	42,073	0.76
Ireland Government 4.5% 18-Oct-18	52,000	57,558	1.04
Ireland Government 4.5% 18-Apr-20	37,000	40,301	0.73
Ireland Government 5% 18-Oct-20	36,000	40,300	0.73
		350,933	6.33
イタリア			
Eni 4.125% 16-Sep-19	50,000	55,830	1.01
Intesa Sanpaolo 4.125% 14-Apr-20	50,000	52,957	0.95
Italy Government 4.5% 15-Jul-15	14,000	14,767	0.27
Italy Government 4.75% 01-Jun-17	16,000	17,425	0.31
Italy Government 5.25% 01-Aug-17	73,000	80,964	1.46
Italy Government 3.5% 01-Nov-17	39,000	40,856	0.74
Italy Government 4.5% 01-Feb-18	114,000	123,802	2.23
Italy Government 4.5% 01-Aug-18	79,000	86,060	1.55
Italy Government 3.75% 01-Mar-21	77,000	79,248	1.43
Italy Government 5.50% 01-Sep-22	77,000	87,060	1.57
Italy Government 6% 01-May-31	140,000	163,716	2.95
Italy Government 5.75% 01-Feb-33	22,000	25,111	0.45

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
債務証券（続き）			
イタリア（続き）			
Italy Government 5% 01-Sep-40	58,000	59,418	1.07
Unicredit SPA 4.375% 31-Jan-22	50,000	56,274	1.01
		943,488	17.00
ルクセンブルグ			
Gaz Capital 6.605% 13-Feb-18	50,000	56,813	1.02
		56,813	1.02
オランダ			
Allianz Finance FRN 13-Jan-25	10,000	10,599	0.19
Deutsche Post Finance 1.875% 27-Jun-17	6,000	6,161	0.11
Deutsche Telecom 4.25% 16-Mar-20	35,000	39,776	0.72
Heineken NV 3.5% 19-Mar-24	5,000	5,339	0.10
Netherlands Government 5.5% 15-Jan-28	94,400	128,679	2.32
Rabobank Nederlands 4.125% 14-Jan-20	16,000	17,959	0.32
Rabobank Nederlands 4% 11-Jan-22	15,000	16,716	0.30
VW International 1.875% 15-May-17	20,000	20,609	0.37
		245,838	4.43
ノルウェー			
DNB Boligkreditt 1.125% 12-Nov-18	100,000	100,026	1.80
Norway T-Bill 0% 18-Dec-13	464,000	55,687	1.00
		155,713	2.80
ポーランド			
Poland Government 3.75% 19-Jan-23	11,000	12,031	0.22
Poland Government 3.375% 09-Jul-24	30,000	31,500	0.57
		43,531	0.79
スロベニア			
Slovenia Government 4% 22-Mar-18	70,000	70,377	1.27
		70,377	1.27
スペイン			
BBVA 3.875% 06-Aug-15	50,000	52,190	0.94
Instituto De Credito Oficial 6% 08-Mar-21	30,000	34,451	0.62
Spain Government 4.6% 30-Jul-19	8,000	8,709	0.16
Spain Government 5.85% 31-Jan-22	58,000	66,137	1.19
Spain Government 5.75% 30-Jul-32	24,000	26,798	0.48
Telefonica 4.693% 11-Nov-19	50,000	55,913	1.01
		244,198	4.40
国際機関			
Eurofima 4% 27-Oct-21	50,000	57,729	1.04
European Investment Bank 4.75% 15-Oct-17	80,000	92,735	1.67
IBRD 3.875% 20-May-19	10,000	11,530	0.21
		161,994	2.92
スウェーデン			
Nordea Hypotek 3.5% 18-Jan-17	100,000	109,092	1.97
Sweden Government 0.875% 31-Jan-18	100,000	101,073	1.82
		210,165	3.79

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
債務証券（続き）			
イギリス			
Barclays Bank 4% 07-Oct-19	50,000	57,673	1.04
Barclays Bank 6.625% 30-Mar-22	50,000	59,343	1.07
Bat Intl Finance 5.375% 29-Jun-17	50,000	57,441	1.04
Nationwide Building Society 4.375% 28-Feb-22	50,000	59,964	1.08
UK Treasury 1.25% 22-Jul-18	50,000	59,381	1.07
UK Treasury 3.75% 07-Sep-20	35,000	46,523	0.84
		<u>340,325</u>	<u>6.14</u>
アメリカ合衆国			
Bank of America 4.625% 07-Aug-17	50,000	55,563	1.00
Citigroup Inc FRN 10-Feb-19	5,000	4,981	0.09
GE Capital Trust IV 4.625% 15-Sep-66	50,000	51,153	0.92
Goldman Sachs Group 6.375% 02-May-18	30,000	35,886	0.65
HSBC Finance 4.875% 30-May-17	50,000	56,401	1.02
Morgan Stanley 5.5% 02-Oct-17	50,000	57,155	1.03
New York Life 4.375% 19-Jan-17	50,000	55,397	1.00
Pemex Project 6.375% 05-Aug-16	20,000	22,644	0.41
Toyota Motor Credit Corp 2.375% 01-Feb-23	10,000	10,072	0.18
		<u>349,252</u>	<u>6.30</u>
債務証券合計		5,424,333	97.77
	ノーショナル ・コスト (ユーロ)	未実現 利益 (ユーロ)	未実現 (損失) (ユーロ)
先渡契約			
イギリス			
Pound Sterling 20-Feb-14	106,636	451	-
Pound Sterling 20-Feb-14	(211,886)	-	(2,112)
		<u>451</u>	<u>(2,112)</u>
スウェーデン			
Swedish Krona 20-Feb-14	59,312	253	-
Swedish Krona 20-Feb-14	(58,994)	-	(571)
		<u>253</u>	<u>(571)</u>
先渡契約に係る未実現（損）益合計		704	(2,683)

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

組入証券変動明細表

2013年11月30日

	名目取得高	名目売却高
AIB Mortgage 4.875% 29-Jun-17	100,000	-
Austria Government 6.25% 15-Jul-27	-	79,000
BBVA 3.625% 18-Jan-17	-	100,000
Belgium Government 4.25% 28-Sep-13	-	58,000
Belgium Government 4% 28-Mar-18	59,000	-
Belgium Government 4% 28-Mar-22	37,000	-
BNP Paribas 3.375% 12-Jan-17	50,000	-
Deutsche Genossen Hypobk 4% 31-Oct-16	-	50,000
DNB Boligkreditt 1.125% 12-Nov-18	100,000	-
Eni 4.125% 16-Sep-19	50,000	-
Germany Government 0.25% 14-Mar-14	134,000	-
Germany Government 2.25% 11-Apr-14	112,000	-
Germany Government 3.75% 04-Jan-15	-	88,000
Germany Government 3.25% 04-Jan-20	36,000	183,000
Germany Government 3% 04-Jul-20	294,000	112,000
Germany Government 1.75% 04-Jul-22	-	80,000
Germany Government 1.50% 15-Feb-23	147,000	61,000
Germany Government 4% 04-Jan-37	-	54,000
HSBC Finance 3.375% 20-Jan-17	-	100,000
Ireland Government 4.50% 18-Oct-18	52,000	-
Italy Government 4% 01-Feb-17	-	53,000
Italy Government 3.75% 01-Mar-21	-	99,000
Italy Government 5.5% 01-Sep-22	77,000	-
Netherlands Government 3.75% 15-Jul-14	-	63,000
Netherlands Government 2.75% 15-Jan-15	-	60,000
Netherlands Government 5.50% 15-Jan-28	87,000	-
Norway T-Bill 0% 18-Dec-13	946,000	482,000
RBOS 4.875% 20-Jan-17	-	50,000
Spain Government 4.60% 30-Jul-19	-	51,000
Sweden Government 1.50% 13-Nov-23	565,000	565,000
Telefonica 4.693% 11-Nov-19	50,000	-
UK Treasury 1.25% 22-Jul-18	102,000	52,000
UK Treasury 3.75% 07-Sep-20	69,000	-
Unicredit SPA 4.375% 31-Jan-22	50,000	-

当該明細表は、2011年欧州共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(改正済み)(「規則」)に基づき要求される、期間中の投資有価証券の変動計算書を表章する。当該明細表は、当期間中における取得有価証券の上位20銘柄および売却有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

授權株式資本は1株当たり1英ポンドの普通英ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式5,000万株です。2014年1月末日現在、払込済株式資本は、40万英ポンド(約6,950万円)および500万ユーロ(約7億2,525万円)です。

(注)英ポンドの円貨換算は、2013年12月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=173.76円)によります。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託業務を行うことを主たる目的とします。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随するすべての権利の行使を含む管理運用業務を行います。

管理会社は、ファンドの資産の運用について管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社としてT・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドを任命しています。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとしますが、アイルランド中央銀行が承認する他の会社のために辞任する権利を有します。()管理会社が清算手続(受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き)に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または()十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または()受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、()の場合には直ちに、()および()の場合は3か月経過後、(アイルランド中央銀行の承認に基づき)後任の管理会社を任命しますが、信託証書を終了し、ファンドを解散することもできます。アイルランド中央銀行は、管理会社を、退任させるかまたは交替させることができます。管理会社は、自己の故意による違法行為または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ファンドまたは受益者に対し責任を負いません。特に、管理会社は、投資運用会社の助言に基づき善意により行為することについて責任を負いません。管理会社は、管理会社とその職務の適切な遂行において、(管理会社の認識ある過失、過失、不誠実、詐欺行為、義務の遵守の重大な不履行または故意による違法行為を理由とする場合は別として)管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてファンドから補償され、損害を受けないことを保証されるものとします。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負います。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていません(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払います)。取締役はこれに従った責任を負います。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容しています。管理会社は、販売会社をファンドの販売会社として任命していません。

2013年12月末日現在、管理会社は、アイルランド籍契約型投資信託6本の管理および運用を行っています(純資産額の合計額はそれぞれ3,337,784,522.24米ドル、1,348,541,338.29豪ドル、5,484,615.95ユーロ、76,752,436.89カナダドル、452,843,312.51ニュージーランド・ドル、1,631,857,374円です)。

設立国	種別	本数	純資産額の合計額（通貨別）
アイルランド	MMF	1	2,963,950,602.83米ドル
			1,288,854,964.26豪ドル
			48,610,840.90カナダドル
			452,843,312.51ニュージーランド・ドル
アイルランド	その他	5	373,833,919.41米ドル
			59,686,374.03豪ドル
			5,484,615.95ユーロ
			28,141,595.99カナダドル
			1,631,857,374円

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第 5 項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成25年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 145.05円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）資産及び負債の状況

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

貸借対照表

2013年9月30日現在

	注記	2013年9月30日		2012年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産					
有形固定資産	6	234,912	34,074	315,275	45,731
流動資産					
債権および前払金	7	2,559,625	371,274	2,374,054	344,357
現金および預金	8	6,735,223	976,944	4,210,165	610,684
処分制限付現金 - エスクローとして保有		660,995	95,877	965,197	140,002
		9,955,843	1,444,095	7,549,416	1,095,043
債務：1年以内支払期限到来金額	9	(3,608,614)	(523,429)	(3,861,526)	(560,114)
正味流動資産		6,347,229	920,666	3,687,890	534,928
債務引当金	10	(57,000)	(8,268)	(57,000)	(8,268)
債務：1年後支払期限到来金額	11	(5,002,456)	(725,606)	(2,750,000)	(398,888)
純資産		1,522,685	220,865	1,196,165	173,504
資本金および準備金					
払込請求済株式資本	12	492,338	71,414	492,338	71,414
資本剰余金	13	4,050,000	587,453		
損益勘定	14	(3,019,653)	(438,001)	703,827	102,090
株主持分	14	1,522,685	220,865	1,196,165	173,504

添付の注記は当貸借対照表の一部である。

取締役会を代表して署名。

藤井伸禎

カール・マケネフ

2014年1月22日

取締役

取締役

（２）損益の状況

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

損益計算書

2013年9月30日終了年度

	注記	2013年9月30日 終了年度		2012年9月30日 に終了した6ヶ月間	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
取引高		12,177,431	1,766,336	6,461,573	937,251
管理事務費	3	(15,912,621)	(2,308,126)	(8,043,992)	(1,166,781)
利息および税金加減前経常損失		(3,735,190)	(541,789)	(1,582,419)	(229,530)
受取利息		11,949	1,733	9,277	1,346
税引前経常損失	4	(3,723,241)	(540,056)	(1,573,142)	(228,184)
経常活動に係る税金	5	(239)	(35)	(27,265)	(3,955)
当期損失		(3,723,480)	(540,091)	(1,600,407)	(232,139)

当社には、当期損失以外に計上すべき損益はなかった。

すべての損益は、継続営業から生じている。

添付の注記は当損益計算書の一部である。

取締役会を代表して署名。

藤井伸禎

カール・マケネフ

2014年1月22日

取締役

取締役

エスエムティー・ファンド・サービーズ(アイルランド)リミテッド

会計方針書

2013年9月30日終了年度

当社が採用している主要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

財務書類は、取得原価主義に従って作成されており、アイルランド勅許会計士協会が公表した、会計基準審議会の財務報告基準に準拠している。

財務書類の作成は、方針の採用ならびに資産・負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを経営陣に要求する。見積および関連する仮定は、歴史的経験ならびに状況に応じて合理的であると確信される多様なその他の要素に基づいており、その結果、その他の原因から容易に明白ではない資産・負債の簿価について判断を行う基準を形成する。実際の結果は、見積額とは異なる。

見積および対象となる仮定は、継続ベースで再検討される。会計上の見積の改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合は見積が見直される期間に認識されるか、または改訂が当期および将来の期間の両方に影響を及ぼす場合は改訂の期間と将来期間に認識される。

受取利息

受取利息は、発生主義で損益計算書に計上される。

取引高および管理事務費

取引高は、管理事務および管理運用業務による受取報酬から構成されており、発生基準で会計処理される。費用は、発生基準で会計処理される。取引高および管理事務費は、グループ会社であるその他のサービス・プロバイダーまたはその他の非グループ・サービス・プロバイダーが稼得しまたそれらプロバイダーに支払われた金額を除いて表示されている。

外貨

財務書類は、当社の機能通貨および表示通貨である、ユーロ(€)で表示されている。

外貨建の貨幣資産および負債は、貸借対照表日における実勢為替レートをを用いて換算される。外貨建取引は、当該取引日における実勢為替レートに近似するレートで換算される。

株式資本は、その発行日の実勢為替レートで換算される。

通貨換算から生じる損益ならびに外貨建未収金および未払金の清算で生じる損益は、損益計算書に計上される。

現金および預金

現金および現金等価物は、手許現金、要求払い預け金から成る。

処分制限付現金 - エスクローとして保有

エスクローとして保有される金額は、2015年12月31日までの賃借料支払に関連する。勘定は、エスクロー・エージェントによる管理の下にある。

税制

法人税は、現行の料率で課税対象利益に対して課される。

財務報告基準第19号「繰延税金」に従って、会計基準が他に要求する場合の他、貸借対照表日付で実現していないが発生していることにより生じる時間による差額の全額は割引されることなく全て課税の対象となる。繰延税金残高は、実現時に適用されるであろう税率で引当計上される。

繰延税金資産は、還付されないと見込まれる場合に記帳される。繰延税金資産の回収可能性は、取締役によって毎年査定される。

有形固定資産

有形固定資産は、減価償却後の原価で表示される。減価償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求される。

什器・備品	5年
ソフトウェア	3年
メインフレーム機器	3年
パーソナル・コンピュータ	2年

資産価値は厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。事業の過程で資産は、使用されるまで減価償却されない。

従業員手当

当社は、従業員のために確定拠出年金制度を運営している。確定拠出年金制度への拠出金に関する債務は、発生時に損益計算書上の費用として認識される。

簿外金融商品

先渡契約のような簿外項目は、非ユーロ建て収入の先物における外為リスクをヘッジするために専ら利用される。ヘッジ取引から生じる損益は、キャッシュ・フローが実現される時点で対象取引に従って認識される。

資本剰余金

無利息であり、当社の裁量で弁済可能な、当社の親会社から以前に受領した405万ユーロの劣後ローンは、契約条件が見直され、また、当該金額が当社の意思においてのみ払い戻され、当社の親会社は当該金額の払戻しを要求しない旨の確認を当期中に親会社から得た後に、当期中に資本金として再分類された。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

注記

（財務書類の一部を形成する。）

1 所有および営業活動

当社は、各種ファンドに対する管理事務および管理運用業務の提供に従事しており、アイルランド共和国で設立された法人であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの完全所有子会社である。最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。

三井住友信託銀行株式会社（「SMTB」）による当社の親会社の買収は、2012年11月21日に完了した。商標変更の一環として、グループ内のアイルランド企業は、新しい親会社を反映するために法的に名称が変更された。買収取引の完了を受け、取締役は、商品提供の強化および事業成長のための3年戦略の実施においてSMTBと密接に連携した。

三井住友信託銀行株式会社は、財政投資を通じて当社の事業発展を直接支援しており、2013年2月26日に仲介のアイルランドの持株会社を通じて500万ユーロの劣後ローンを提供し、さらに、2014年1月9日に持分投資により500万ユーロを提供した。

当社は、サービスを提供するために多数の者と契約を締結している。これらの契約に従って、当社は合意した報酬を得て管理事務サービスを提供することを引き受けている。

2 事業年度の変更

当社の会計期末は、2012年に3月31日から9月30日に変更された。

その結果、損益計算書および関連注記に関する比較数値は、2012年4月1日から2012年9月30日までの6ヶ月間である。

3 管理事務費

	2013年9月30日 終了年度 ユーロ	2012年9月30日 に終了した6ヶ月間 ユーロ
人件費	11,622,686	5,987,574
その他の管理事務費	4,289,935	2,056,418
	<u>15,912,621</u>	<u>8,043,992</u>
人件費は以下から構成される。		
賃金給料	8,452,513	4,421,311
社会福祉費	1,014,471	554,314
年金費用	575,300	335,836
その他の費用	1,580,402	676,113
	<u>11,622,686</u>	<u>5,987,574</u>

当期中に当社が採用した従業員（取締役を含む）の平均人数は、171人であった（2012年9月：169人）。当社は、当期中エスエムティー・トラスティ（アイルランド）リミテッド（「SMTTIL」）と事務設備の使用を共有した。関連費用は、サービス内容合意書に明記されているとおり、合意した基準で割当てられ再請求された。

4 税引前経常損失

税引前経常損失は、以下を控除後に算定されている。

	2013年9月30日 終了年度 ユーロ	2012年9月30日 に終了した6ヶ月間 ユーロ
取締役報酬：		
報酬	-	-
年金拠出金を含むその他の報酬	915,194	739,975
監査人報酬		
監査	22,500	18,170
税務顧問業務	8,650	9,500
その他の保証業務	86,000	45,000
減価償却費	216,067	155,421
オペレーティング・リース賃借料	49,438	26,019

5 経常活動に係る税金

(a) 当期課税金の内訳

	2013年9月30日 終了年度 ユーロ	2012年9月30日 に終了した6ヶ月間 ユーロ
現行税		
アイルランド法人税	-	-
健康保険料に係る所得税	-	27,077
前年度の不足 / (過剰) 引当金	-	-
繰延税金	239	188
課税金合計	239	27,265

(b) 現行税の調整

	2013年9月30日 終了年度 ユーロ	2012年9月30日 に終了した6ヶ月間 ユーロ
税引前経常損失	(3,723,241)	(1,573,142)
12.5%の標準税率に基づく法人税（2012年9月：12.5%）	(465,405)	(196,643)
資本引当金を超える減価償却費	(49,536)	(25,519)
控除できない費用を超える控除可能費用の不足 / (過剰)	1,523	49
高税率から生じる差額	399	188
返還グループ軽減額	183,513	40,421
繰越欠損金	329,506	181,504
現行法人税	-	-
健康保険料に係る所得税	58,802	27,077

健康保険料に係る所得税は、上記の注記3におけるその他の費用に含まれている。

6 有形固定資産

2013年9月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2012年9月30日現在	1,579,791	3,503,959	1,704,846	6,788,596
期中付加	70,798	33,264	31,642	135,704
期中除却	-	-	-	-
2013年9月30日現在	1,650,589	3,537,223	1,736,488	6,924,300
減価償却費				
2012年9月30日現在	1,543,194	3,367,771	1,562,356	6,473,321
期中償却額	31,181	84,824	100,062	216,067
期中除却	-	-	-	-
2013年9月30日現在	1,574,375	3,452,595	1,662,418	6,689,388
2013年9月30日現在正味簿価	76,214	84,628	74,070	234,912

2012年9月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2012年3月31日現在	1,576,382	3,494,766	1,674,700	6,745,848
期中付加	3,409	9,193	30,146	42,748
期中除却	-	-	-	-
2012年9月30日現在	1,579,791	3,503,959	1,704,846	6,788,596
減価償却費				
2012年3月31日現在	1,518,398	3,328,056	1,471,446	6,317,900
期中償却額	24,796	39,715	90,910	155,421
期中除却	-	-	-	-
2012年9月30日現在	1,543,194	3,367,771	1,562,356	6,473,321
2012年9月30日現在正味簿価	36,597	136,188	142,490	315,275

7 債権：1年以内に期限到来の金額

	2013年9月30日 ユーロ	2012年9月30日 ユーロ
報酬未収金	1,724,924	1,779,107
前払金および未収収益	788,577	525,066
その他の債権	40,931	64,449
法人税	-	-
繰延税金	5,193	5,432
	2,559,625	2,374,054

さらに、当社には1,332,016ユーロの未計上の繰延税金資産がある（2012年9月：1,209,039ユーロ）。回収の時期の不確実性の水準ゆえに、当該繰延税金資産は計上されていない。

8 現金および預金

	2013年9月30日 ユーロ	2012年9月30日 ユーロ
現金および現金等価物	6,735,223	4,210,165
	<u>6,735,223</u>	<u>4,210,165</u>

9 債務：1年以内に支払期限到来の金額

	2013年9月30日 ユーロ	2012年9月30日 ユーロ
未払費用	981,650	969,868
法人税	4,648	30,264
買掛金	165,434	95,456
親会社に対する債務	821,593	821,593
関連会社に対する債務	1,635,289	1,944,345
	<u>3,608,614</u>	<u>3,861,526</u>

親会社に対する債務は、無担保かつ無利子である。

関連会社に対する債務には、業務契約に概要されているように業務に関した残高が含まれている。当該残高は、無担保かつ無利子である。

10 債務引当金

	2013年9月30日 ユーロ	2012年9月30日 ユーロ
期首残高	57,000	-
損益勘定への繰入額	-	57,000
引当金の利用	-	-
期末残高	<u>57,000</u>	<u>57,000</u>

当期の引当金は、最終的親会社の変更費用に関するものである。

11 債務：1年後に支払期限到来の金額

	2013年9月30日 ユーロ	2012年9月30日 ユーロ
劣後ローン（元本500万ユーロ）	5,002,456	2,750,000
	<u>5,002,456</u>	<u>2,750,000</u>

当期の金額は、2013年2月26日に親会社によって発行された500万ユーロの劣後ローンに関するものである。当該金額には確定した満期はなく、少なくとも5年で満期となり、半期毎に利息の支払がある。

前期の2,750,000ユーロの金額は、以前に受領した無利息の劣後ローンに関するものである。さらに、1,300,000ユーロの追加金額の無利息の劣後ローンを、当期中に受領した。これらの貸付金は、その後、注記13における追加の資本剰余金として再分類された。

12 払込請求済株式資本

	2013年9月30日 ユーロ	2012年9月30日 ユーロ
授權資本：		
額面1英ポンドの普通株式400,000株		
割当済、請求済かつ全額払込済：		
額面1英ポンドの普通株式400,000株	492,338	492,338
	<u>492,338</u>	<u>492,338</u>

13 資本剰余金

	2013年9月30日 ユーロ	2012年9月30日 ユーロ
資本剰余金	4,050,000	-
	<u>4,050,000</u>	<u>-</u>

劣後ローン契約の条件に従って当社が無利息の貸付金として現在までに受領した総額405万ユーロに関連して、取締役は、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッド（「親会社」）によって当期中に行われた、親会社は貸付金の弁済を請求せず、また貸付金が当社の意思においてのみ払い戻されることとする決議を通知した。したがって、これらの金額は、弁済されず、無利息であり、その他の経済的義務を負わないと現在確認されているため、取引の主要な性質をより反映させるために、貸借対照表の長期負債から資本金へ再分類された。

14 株主持分および損益勘定の変動の調整

	2013年9月30日 終了年度 ユーロ	2012年9月30日 に終了した6ヶ月間 ユーロ
期首株主持分	1,196,165	2,796,572
当期損失	(3,723,480)	(1,600,407)
資本剰余金	4,050,000	-
期末株主持分	<u>1,522,685</u>	<u>1,196,165</u>
	<u>1,522,685</u>	<u>1,196,165</u>
	13	
	4,050,000	-
	<u>4,050,000</u>	<u>-</u>
	<u>4,050,000</u>	<u>-</u>

	2013年9月30日 終了年度 ユーロ	2012年9月30日 に終了した6ヶ月間 ユーロ
期首損益勘定	703,827	2,304,234
当期損失	(3,723,480)	(1,600,407)
期末損益勘定	<u>(3,019,653)</u>	<u>703,827</u>
	<u>(3,019,653)</u>	<u>703,827</u>

15 契約債務

取消不能オペレーティング・リース契約に基づく年間手数料は、以下のとおりである。

	2013年9月30日		2012年9月30日	
	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ
オペレーティング・リース：				
1年以内に満期	55,360	-	21,683	-
2年～5年で満期	-	-	-	-
5年超に満期	666,205	-	666,205	-
	<u>721,565</u>	<u>-</u>	<u>687,888</u>	<u>-</u>
	<u>721,565</u>	<u>-</u>	<u>687,888</u>	<u>-</u>

契約に基づき、当社はエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドに対し業務代行および一般管理サービスを提供または獲得することを引受けている。引き換えに、当社は提供されたサービスに関して報酬が支払われることに同意している。

16 年金費用

	2013年9月30日 終了年度 ユーロ	2012年9月30日 に終了した6ヶ月間 ユーロ
当期年金費用	575,300	335,836
期末現在未払年金費用	41,543	41,387

当社は、取締役および従業員のために、確定拠出型年金制度を運営している。

17 利害関係者

当社は、グループの財務書類に連結しない他のグループ会社との取引を開示しないという財務報告基準第8号「利害関係者の開示」に従って免除規定を享受している。

18 キャッシュ・フロー計算書

取締役は、親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の公けに入手可能な財務書類に当社の実績が連結されているので、キャッシュ・フロー計算書を作成しないという財務報告基準第1号（1996年改訂済）に含まれる免除規定を享受している。

19 最終的親会社

当社の直接的親会社は、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドである。当社の最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。財務書類が連結される最大グループは、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が筆頭となっている。三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の財務書類の写しは、公けに入手可能であり、〒100-8233日本国東京都千代田区丸の内1丁目4-1から入手できる。

当社の実績が連結される最小グループは、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドが筆頭となっている。スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの財務書類の写しは、公けに入手可能であり、アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5から入手できる。

20 後発事象

2014年1月9日に、当社は、新たにユーロ受益証券クラスを設定し、授權資本金を増加させた。当社は、親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドから500万ユーロの投資金を受領し、1ユーロの株式500万株の新しい株式資本を同日に発行した。

さらに、取締役に変更があった。

21 先渡為替契約

以下の先渡為替契約が、2013年9月30日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
\$ 1,270,000	€958,653	€20,453
売却：日本円		
¥140,000,000	€1,135,420	€81,421
売却：豪ドル		
\$ 340,000	€250,285	€15,427
売却：英ポンド		
£850,000	€997,096	(€19,777)
		€97,524

これらのヘッジは、2013年10月1日から2014年9月30日までの期間にわたり四半期毎に決済される。

先渡為替契約に係る未実現損益は、それらが将来の収益の流れに関わるので財務書類に計上されていない。

当社の会計方針に従って、ヘッジ取引から生じる損益は、対象取引のキャッシュ・フローが実現される時点で対象取引に従って認識される。

以下の先渡為替契約が、2012年9月30日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
--------	--------	---------

\$ 1,420,000	€1,083,482	(€14,739)
売却：日本円		
¥ 150,000,000	€1,451,931	(€42,541)
売却：豪ドル		
\$ 400,000	€302,321	(€20,364)
		<u>(€77,644)</u>

22 1986年アイルランド会社法（改訂済）による保証

1986年アイルランド会社法（改訂済）の第17条に従って、アイルランドに登録されている会社は、個別の財務書類を提出することを免除される。ただし、その負債が、欧州連合のメンバー国の登録会社であることが要求されている親会社によって取消不能で保証されている場合である。親会社は、そのグループ会社の財務書類の中に子会社の実績を加えなければならない。当社の実績は、直接的親会社の実績に連結されており、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドは、法の第17条に準拠して、2013年9月30日現在の当社の負債を取消不能で保証することに同意している。

23 財務書類の承認

当財務書類は、2014年1月22日に取締役会によって承認された。

[次へ](#)

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Balance sheet
at 30 September 2013

	Note	30 September 2013 €	30 September 2012 €
Fixed assets			
Tangible fixed assets	6	234,912	315,275
Current assets			
Debtors and prepayments	7	2,559,625	2,374,054
Cash at bank and in hand	8	6,735,223	4,210,165
Restricted cash – held in escrow		660,995	965,197
		9,955,843	7,549,416
Creditors: amounts falling due within one year	9	(3,608,614)	(3,861,526)
Net current assets		6,347,229	3,687,890
Provision for liabilities and charges	10	(57,000)	(57,000)
Creditors: amounts falling due after one year	11	(5,002,456)	(2,750,000)
Net assets		1,522,685	1,196,165
Capital and reserves			
Called up share capital	12	492,338	492,338
Additional paid in capital	13	4,050,000	-
Profit and loss account	14	(3,019,653)	703,827
Equity shareholder's funds	14	1,522,685	1,196,165

The accompanying notes form an integral part of this balance sheet.

On behalf of the board

22 January 2014

Nobuyoshi Fujii

Karl McEneff

Director

Director

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Profit and loss account

For the year ended 30 September 2013

	Note	Year ended 30 September 2013 €	Six Month Period ended 30 September 2012 €
Turnover		12,177,431	6,461,573
Administrative expenses	3	(15,912,621)	(8,043,992)
Loss on ordinary activities before interest and taxation		(3,735,190)	(1,582,419)
Interest income		11,949	9,277
Loss on ordinary activities before taxation	4	(3,723,241)	(1,573,142)
Taxation on ordinary activities	5	(239)	(27,265)
Loss for the year / period		(3,723,480)	(1,600,407)

The Company had no recognised gains or losses other than the loss for the year.

All results have been generated by continuing operations.

The accompanying notes form an integral part of this profit and loss account.

On behalf of the board

22 January 2014

Nobuyoshi Fujii

Karl McEneff

Director

Director

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Statement of accounting policies

For the year ended 30 September 2013

The principal accounting policies adopted by the Company are as follows:

Basis of Preparation

The financial statements are prepared under the historical cost convention and comply with financial reporting standards of the Accounting Standards Board, as promulgated by The Institute of Chartered Accountants in Ireland.

The preparation of the financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expense. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the periods in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Interest income

Interest income is recognised in the profit and loss account on an accruals basis.

Turnover and Administration Expenses

Turnover comprises fee income from administration and management services, which is accounted for on an accruals basis. Expenses are accounted for on an accruals basis. Turnover and administration expenses are shown exclusive of amounts earned by and paid to other service providers be they group companies or other non-group service providers.

Foreign Currencies

The financial statements are expressed in Euro (€), which is the functional and presentation currency of the Company.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated using the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Transactions denominated in foreign currencies are translated at rates which approximate the rates prevailing at the dates of the transactions.

Share capital is translated at the exchange rate prevailing at the date of its issue.

Profits and losses arising from currency translation and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currencies are dealt with in the profit and loss account.

Cash at bank and in hand

Cash and cash equivalents comprise cash in hand, deposits repayable on demand.

Restricted cash – held in Escrow

The amount held in escrow relates to rent payments up until 31 December 2015. The account is subject to control by the escrow agent.

Taxation

Corporation tax is provided on taxable profits at current attributable rates.

In accordance with FRS 19 'Deferred Tax', except where otherwise required by accounting standards, full provision without discounting is made for all timing differences which have arisen but not reversed at the balance sheet date. Deferred tax balances are provided at rates of taxation expected to prevail at the time of reversal.

A deferred tax asset is recorded where it is more likely than not to be recoverable. The recoverability of deferred tax assets is assessed annually by the directors.

Tangible fixed assets

Tangible fixed assets are stated at cost less depreciation. Depreciation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives.

Furniture and equipment	5 years
Software	3 years
Mainframe Equipment	3 years
Personal Computers	2 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary. Assets in the course of development are not depreciated until they are brought into use.

Employee benefits

The Company operates a defined contribution pension scheme for employees. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the profit and loss account when they are due.

Off balance sheet financial instruments

Off-balance sheet items such as forward contracts are used entirely for hedging fx risk on future non euro denominated revenue. Gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions when the cash flows are realised.

Additional paid in capital

Subordinated Loans of €4.05 million previously received from the company's parent, that are non-interest bearing and repayable at the company's discretion, were reclassified as capital during the year, after a review of their terms and conditions, and the receipt during the year of confirmation from the company's parent and that these amounts are repayable solely at the volition of the company and that the company's parent will not demand repayment of these amounts.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements

1 Ownership and operations

The Company, which is engaged in the provision of administration and management services to various funds, is a wholly owned subsidiary of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland. The ultimate parent company is Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. a company incorporated in Japan.

The acquisition of the Company's parent company by Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited (' SMTB ') was completed on 21 November 2012. As part of the rebranding process, the Irish companies within the group were legally renamed to reflect their new parentage. Following the completion of the transaction, the directors have been working closely with SMTB in implementing a three year strategic plan to enhance the product offering and grow the business.

Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited is directly supporting the business development of the company by way of financial investment and it provided a subordinated loan via its intermediate Irish holding company of €5 million on 26 February 2013 and a further €5 million by way of equity investment on 9 January 2014.

The Company has entered into agreements with various entities to which it provides services. Under these agreements, the Company has undertaken to provide administration services for an agreed fee.

2 Change in Financial Year

The financial period-end of the company changed from 31 March to 30 September during 2012.

Accordingly, the comparative figures for the profit & loss, and the related notes are for the six months from 1 April 2012 to 30 September 2012.

3 Administrative expenses

	Year ended 30 September 2013 €	Six month period ended 30 September 2012 €
Staff costs	11,622,686	5,987,574
Other administrative expenses	4,289,935	2,056,418
	<u>15,912,621</u>	<u>8,043,992</u>

3 Administrative expenses – continued

Staff cost comprise:

Wages and salaries	8,452,513	4,421,311
Social welfare costs	1,014,471	554,314
Pension costs	575,300	335,836
Other costs	1,580,402	676,113
	<u>11,622,686</u>	<u>5,987,574</u>

The average number of persons employed by the Company (including directors) during the year was 171 (September 2012: 169). The Company shared the use of facilities with SMT Trustees (Ireland) Limited (“SMTTIL”) during the period. The related costs were allocated and recharged on an agreed basis, as set out in service level agreements.

4 Loss on ordinary activities before taxation

The loss on ordinary activities before taxation has been determined after charging the following:

	Year ended 30 September 2013 €	Six month period ended 30 September 2012 €
Directors' remuneration:		
Fees	-	-
Other remuneration including pension contributions	915,194	739,975
Auditor's remuneration:		
Audit	22,500	18,170
Tax advisory services	8,650	9,500
Other assurance services	86,000	45,000
Depreciation	216,067	155,421
Operating lease rentals	49,438	26,019
	<u>49,438</u>	<u>26,019</u>

5 Taxation on ordinary activities

(a) Analysis of charge in period / year

	Year ended 30 September 2013 €	Six month period ended 30 September 2012 €
Current tax		
Irish corporation tax	-	-
Income tax on health insurance premiums	-	27,077
Under /(over) under provision in prior year	-	-
Deferred tax	239	188
Total tax charge	<u>239</u>	<u>27,265</u>

(b) Current tax reconciliation

	Year ended 30 September 2013 €	Six month period ended 30 September 2012 €
Loss on ordinary activities before taxation	(3,723,241)	(1,573,142)
Corporation tax based on standard rate at 12.5% (September 2012: 12.5%)	(465,405)	(196,643)
Excess of depreciation over capital allowances	(49,536)	(25,519)
Deficiency / (Excess) of deductible over non- deductible expenses	1,523	49
Differences arising from tax at the higher rate	399	188
Group relief surrendered	183,513	40,421
Losses carried forward	329,506	181,504
Current corporation tax charge	-	-
Income tax on health insurance premiums	58,802	27,077

The Income tax on health insurance premiums is included in other costs as per note 3 above.

6 Tangible Fixed Assets

As at 30 September 2013

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 30 September 2012	1,579,791	3,503,959	1,704,846	6,788,596
Additions during year	70,798	33,264	31,642	135,704
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2013	1,650,589	3,537,223	1,736,488	6,924,300
Depreciation				
At 30 September 2012	1,543,194	3,367,771	1,562,356	6,473,321
Depreciation for year	31,181	84,824	100,062	216,067
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2013	1,574,375	3,452,595	1,662,418	6,689,388
Net book value at 30 September 2013	76,214	84,628	74,070	234,912

As at 30 September 2012

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 31 March 2012	1,576,382	3,494,766	1,674,700	6,745,848
Additions during period	3,409	9,193	30,146	42,748
Disposals during period	-	-	-	-
At 30 September 2012	1,579,791	3,503,959	1,704,846	6,788,596
Depreciation				
At 31 March 2012	1,518,398	3,328,056	1,471,446	6,317,900
Depreciation for period	24,796	39,715	90,910	155,421
Disposals during period	-	-	-	-
At 30 September 2012	1,543,194	3,367,771	1,562,356	6,473,321
Net book value at 30 September 2012	36,597	136,188	142,490	315,275

7 Debtors: amounts falling due within one year

	30 September 2013 €	30 September 2012 €
Fee debtors	1,724,924	1,779,107
Prepayments and accrued income	788,577	525,066
Other debtors	40,931	64,449
Corporation tax	-	-
Deferred tax	5,193	5,432
	<u>2,559,625</u>	<u>2,374,054</u>

In addition, the Company has a further unrecognised deferred tax asset of €1,332,016 (September 2012: €1,209,039). This has not been recognised due to the level of uncertainty over the timing of its recovery.

8 Cash at bank and in hand

	30 September 2013 €	30 September 2012 €
Cash and cash equivalents	6,735,223	4,210,165
	<u>6,735,223</u>	<u>4,210,165</u>

9 Creditors: amounts falling due within one year

	30 September 2013 €	30 September 2012 €
Accruals	981,650	969,868
Corporation tax	4,648	30,264
Trade creditors	165,434	95,456
Amount owed to parent	821,593	821,593
Amount owed to related companies	1,635,289	1,944,345
	<u>3,608,614</u>	<u>3,861,526</u>

The amount owed to the parent company is unsecured and interest free.

The amount owed to the related companies includes a balance relating to services as outlined in the services agreement. The balance is unsecured and interest free.

10 Provision for liabilities and charges

	30 September 2013 €	30 September 2012 €
Opening balance	57,000	-
Charge to profit and loss account	-	57,000
Utilisation of provision	-	-
Closing Balance	<u>57,000</u>	<u>57,000</u>

The current period provision relates to costs of changeover in ultimate parent.

11 Creditors: amounts falling due after one year

	30 September 2013 €	30 September 2012 €
Subordinated Loan – (Principal €5Million)	5,002,456	2,750,000
	<u>5,002,456</u>	<u>2,750,000</u>

The current year amount relates to a subordinated loan of €5,000,000 issued by the parent company on 26 February 2013. The amount has no fixed maturity, will mature in at least 5 years, and has semi-annual interest payments.

The prior year amount of €2,750,000 relates to previously received non-interest bearing subordinated loans. In addition further amounts of €1,300,000 non-interest bearing subordinated loans were received during the year. These loans have subsequently been reclassified as additional paid in capital, as per note 13 below

12 Called up share capital

	30 September 2013 €	30 September 2012 €
Authorised		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each		
Allotted, called up and fully paid		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each	492,338	492,338
	<u>492,338</u>	<u>492,338</u>

13 Additional paid in capital

	30 September 2013 €	30 September 2012 €
Additional paid in capital	4,050,000	-
	<u>4,050,000</u>	<u>-</u>

In connection with €4.05 million of the total amounts received to date by the company under the terms of the subordinated loan arrangements for the non-interest bearing loans, the Directors noted the resolution made during the year by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited (the "Parent Company") that they would not demand repayment of the loans and that they are repayable solely at the volition of the company. Accordingly, as these amounts have now been confirmed as non repayable and do not bear interest or carry any other economic obligation they have been re-classified on the balance sheet from long-term liabilities to capital, in order to better reflect the capital nature of the transactions.

14 Reconciliation of movement in shareholder's funds and profit and loss account

	Note	Year ended 30 September 2013 €	Six month period ended 30 September 2012 €
Shareholder's funds at beginning of year / period		1,196,165	2,796,572
Loss for the financial year / period		(3,723,480)	(1,600,407)
Additional paid in capital	13	4,050,000	-
Shareholder's funds at end of year / period		<u>1,522,685</u>	<u>1,196,165</u>

		Year ended 30 September 2013 €	Six month period ended 30 September 2012 €
Profit and loss account at beginning of year / period		703,827	2,304,234
Loss for the financial year / period		(3,723,480)	(1,600,407)
Profit and loss account at end of year / period		<u>(3,019,653)</u>	<u>703,827</u>

15 Commitments

Annual commitments under non-cancellable operating leases are as follows:

	30 September 2013		30 September 2012	
	Land and buildings €	Other €	Land and buildings €	Other €
Operating leases which expire:				
Within one year	55,360	-	21,683	-
In the second to fifth years inclusive	-	-	-	-
Over five years	666,205	-	666,205	-
	<u>721,565</u>	<u>-</u>	<u>687,888</u>	<u>-</u>

Under an agreement, the Company has undertaken to provide or procure company secretarial and general administration and support service to SMT Trustees (Ireland) Limited. In return, the Company has agreed that a fee will be paid for the services provided.

16 Pension costs

	Year ended 30 September 2013 €	Six month period ended 30 September 2012 €
Pensions charge for year / period	<u>575,300</u>	<u>335,836</u>
Pension charge payable at end of year / period	<u>41,543</u>	<u>41,387</u>

The Company operates a defined contribution pension scheme for its directors and employees.

17 Related parties

The Company is availing of the exemptions under Financial Reporting Standard No. 8 'Related Party Disclosures' to not disclose transactions with other group undertakings which would be eliminated on consolidation in the financial statements of the group.

18 Cash flow statement

The directors have availed of the exemption contained in Financial Reporting Standard No. 1 (Revised 1996) not to prepare a cash flow statement as the company's results are consolidated in the financial statements of its parent, Sumitomo Mitsui Trust Holding Inc., which are publicly available.

19 Ultimate parent company

The Company's immediate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. The company's ultimate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc., a company incorporated in Japan. The largest group in which the financial statements are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust Holding Inc. are available to the public and may be obtained from 1-4-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8233, Japan.

The smallest group in which the results of the company are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited are available to the public and may be obtained from Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland.

20 Post balance sheet events

On 9 January 2014, the company launched a new Euro share class and increased its authorised share capital. On the same date the company issued new share capital of 5 million €1 shares, upon the receipt of an investment of €5 million from its parent company Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited.

In addition, there was a change in Directorships which is noted on page 1.

21 Forward foreign currency contracts

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2013.

Sell US Dollar	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
\$ 1,270,000	€ 958,653	€ 20,453
Sell Japanese Yen		
140,000,000	€ 1,135,420	€ 81,421
Sell Australian Dollar		
\$ 340,000	€ 250,285	€ 15,427
Sell British Pounds		
£ 850,000	€ 997,096	(€ 19,777)
		€ 97,524
		€ 97,524

These hedges will settle quarterly over the period 1 October 2013 to 30 September 2014.

Unrealised gains and losses on these forward foreign currency contracts have not been recognised in the financial statements as they relate to future income streams.

In accordance with the Company's accounting policies, gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions when the cash flows of the underlying transactions are realised.

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2012.

	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar \$ 1,420,000	€ 1,083,482	(€ 14,739)
Sell Japanese Yen 150,000,000	€ 1,451,931	(€ 42,541)
Sell Australian Dollar \$ 400,000	€ 302,321	(€ 20,364)
		<u>(€ 77,644)</u>

22 Guarantee under Irish Companies (Amendment) Act, 1986

Under Section 17 of the Irish Companies (Amendment) Act, 1986 companies registered in Ireland may be exempted from filing their individual accounts provided that their liabilities are irrevocably guaranteed by a Parent Company, which is required to be a registered Company of a Member State of the European Union. The Parent Company must incorporate the results of the subsidiaries into its Group accounts. The results of the Company have been consolidated into the results of the immediate Parent Company and Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited has agreed to irrevocably guarantee the liabilities of the Company as at 30 September 2013, in accordance with Section 17 of the Act.

23 Approval of the financial statements

The financial statements were approved by the board of directors on 22 January 2014.

[次へ](#)

・その他の訂正

（注）下線または傍線の部分は訂正部分を示します。

第一部 証券情報

（５）申込手数料

<訂正前>

（前 略）

（注）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる消費税および地方消費税に相当する料率（５％）を加算した料率を表記しております。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。８％となった場合は、当該率に応じた手数料となります。以下同じです。

（後 略）

<訂正後>

（前 略）

（注）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる消費税および地方消費税に相当する料率（５％）を加算した料率を表記しております。消費税率が８％となる平成26年４月１日以降は、当該率に応じた手数料となります。以下同じです。

（後 略）

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

１ ファンドの性格

（３）ファンドの仕組み

管理会社の概要

（ ）大株主の状況

<訂正前>

（2013年9月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッド （Sumitomo Mitsui Trust （Ireland） Limited）	アイルランド共和国、ダブリン2、 ハーコート・ロード、ハーコート・セ ンター、ブロック5、レベル3 （Level 3, Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland）	400,000株	100%

< 訂正後 >

（2014年1月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、 ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5、レベル3 (Level 3, Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 5,000,000株	100%

4 手数料等及び税金

（5）課税上の取扱い

（A）日本

< 訂正前 >

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- (2) 日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了します（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。この場合支払調書は提出されません。
- (3) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。なお、益金不算入の適用は認められません。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。

< 平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記 >

- (1) 平成28年1月1日以後、受益証券の売買および買戻しに基づく損益については、譲渡所得として、20.315%の所得税（15.315%）および住民税（5%）が課せられます。
- (2) 日本の個人受益者について平成28年1月1日以後に生じるファンドの分配金、受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、一定の条件に基づき、一定の他の有価証券に係る所得・損失との損益通算が可能です。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）に係る配当課税の対象とされ、10.147%（所得税7.147%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)に対して、所得税のみ7.147%の税率による源泉徴収が行われます(平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となります。)。なお、益金不算入の適用は認められません。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、10.147%(所得税7.147%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われます(平成26年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り、)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限り、)との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

(中略)

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

(後略)

<訂正後>

平成26年2月28日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、源泉分離課税となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。以下同じです。))15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了しますが、この場合、支払調書は提出されません。

(3) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。))または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。

(4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなります。

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315% (所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。Iにおいて、以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(平成50年1月1日以後は15%の税率となります。)。なお、益金不算入の適用は認められません。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315% (所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。において、以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(平成50年1月1日以後は15%の税率となります。)。なお、益金不算入の適用は認められません。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り、)および一定の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限り、)との損益通算が可能です(注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下、カッコ内において同じです。))の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。)。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

(中 略)

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

(後 略)

5 運用状況

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

上位30銘柄

以下の内容に更新されます。

(2013年12月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	保有数	取得価格 (ユーロ)	時価 (ユーロ)	投資 比率 (%)
1.	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	3.000	2020/7/4	182,000	204,973.20	201,424.86	3.67
2.	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	6.000	2031/5/1	140,000	65,751.40	163,422.00	2.98
3.	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	3.750	2015/1/4	135,000	145,844.89	139,884.84	2.55
4.	Bundesschatzanweisungen	ドイツ	国債	0.250	2014/3/14	134,000	134,129.98	134,038.73	2.44
5.	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	4.000	2037/1/4	110,000	146,340.07	133,170.40	2.43
6.	Netherlands Government Bond	オランダ	国債	5.500	2028/1/15	94,400	127,061.26	126,144.46	2.30
7.	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	4.500	2018/2/1	114,000	119,451.59	123,253.38	2.25
8.	France Government Bond OAT	フランス	国債	5.750	2032/10/25	84,000	105,277.92	115,245.48	2.10
9.	AIB Mortgage Bank	アイルランド	社債	4.875	2017/6/29	100,000	108,230.00	109,452.20	2.00
10.	Nordea Hypotek AB	スウェーデン	社債	3.500	2017/1/18	100,000	106,045.50	108,435.50	1.98
11.	Sweden Government International Bond	スウェーデン	国債	0.875	2018/1/31	100,000	99,728.00	100,274.70	1.83
12.	DNB Boligkreditt AS	ノルウェー	社債	1.125	2018/11/12	100,000	99,672.00	99,113.80	1.81
13.	Hypo Alpe-Adria-Bank International AG	オーストリア	社債	2.375	2022/12/13	100,000	99,351.00	96,579.80	1.76
14.	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	1.500	2023/2/15	99,000	97,846.47	96,067.02	1.75
15.	European Investment Bank	国際機関	社債	4.750	2017/10/15	80,000	81,472.00	91,914.80	1.68
16.	France Government Bond OAT	フランス	国債	3.750	2021/4/25	81,000	92,825.11	91,536.65	1.67
17.	France Government Bond OAT	フランス	国債	4.750	2035/4/25	72,000	90,257.72	88,790.90	1.62
18.	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	5.500	2022/9/1	77,000	81,651.02	86,436.35	1.58
19.	Bundesobligation	ドイツ	国債	2.250	2014/4/11	84,000	84,976.08	84,479.89	1.54
20.	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	5.250	2017/8/1	73,000	78,903.84	80,625.23	1.47
21.	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	3.750	2021/3/1	77,000	68,513.39	78,938.86	1.44
22.	Slovenia Government International Bond	スロベニア	国債	4.000	2018/3/22	70,000	68,775.00	72,205.70	1.32
23.	Belgium Government Bond	ベルギー	国債	4.000	2018/3/28	59,000	66,616.90	66,182.07	1.21
24.	Spain Government Bond	スペイン	国債	5.850	2022/1/31	58,000	59,118.61	65,896.70	1.20
25.	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	4.250	2014/1/4	60,000	63,111.60	60,001.14	1.09
26.	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	5.000	2040/9/1	58,000	54,192.32	59,829.90	1.09
27.	Cloverie PLC for Zurich Insurance Co Ltd	アイルランド	社債	7.500	2039/7/24	50,000	55,753.00	59,813.85	1.09
28.	Nationwide Building Society	イギリス	社債	4.375	2022/2/28	50,000	48,700.00	59,076.40	1.08
29.	Barclays Bank PLC	イギリス	社債	6.625	2022/3/30	50,000	54,978.00	59,019.95	1.08
30.	Belgium Government Bond	ベルギー	国債	5.000	2035/3/28	47,000	58,895.23	58,628.60	1.07

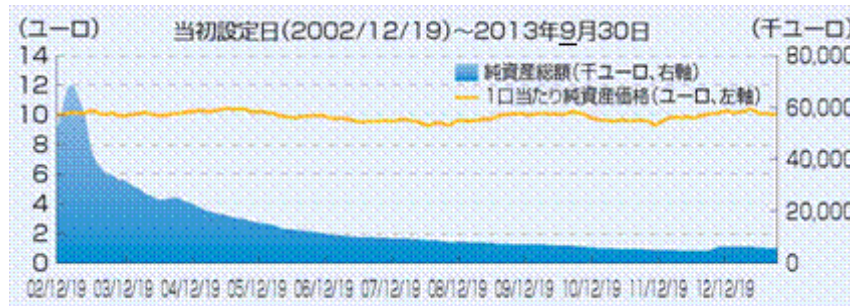
(3) 運用実績

純資産の推移

< 訂正前 >

(前 略)

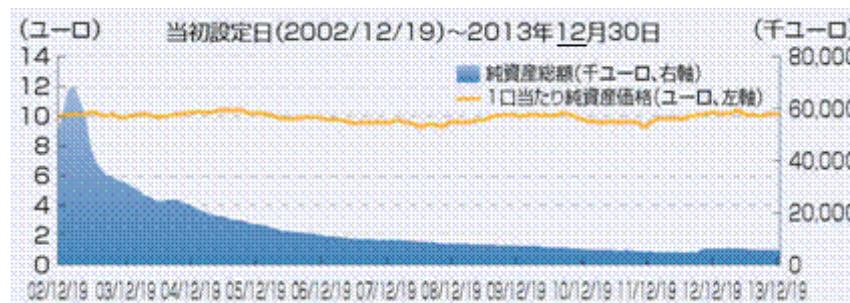
純資産の推移



< 訂正後 >

(前 略)

純資産の推移



分配の推移

< 訂正前 >

(前 略)

1口当たりの分配金 設定来累計 (2013年5月末日現在)	2.542ユーロ
----------------------------------	----------

< 訂正後 >

(前 略)

2013年6月1日～2013年11月30日	0.066ユーロ
設定来累計 (2013年11月末日までの累計額)	2.608ユーロ

収益率の推移

< 訂正前 >

(前略)

年間収益率の推移

※ 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配額の額)

< 訂正後 >

(前略)

下記期間における収益率は次のとおりです。

計算期間	収益率(注)
2013年6月1日～2013年11月30日	-0.23%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配額の額)

年間収益率の推移

※ 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配額の額)

第3 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(2) 損益計算書

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

財務書類に対する注記

2013年5月31日

4. リスク要因

サブ・ファンドの金融商品から発生する主要リスクは、以下のように要約される。

ユーロ・ボンド・ファンド(T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが作成)

<訂正前>

(前 略)

金利リスク

(中 略)

2013年5月31日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動⁶の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.0%減少することになり、これは2013年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産6,014,683⁷ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション5.95⁸に基づき、債券価格の179,937ユーロの下落に相当する。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

金利リスク

(中 略)

2013年5月31日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動⁶の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.0%減少することになり、これは2013年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産6,014,683⁷ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション5.95⁸に基づき、債券価格の178,937ユーロ(注4-2)の下落に相当する。

(注4-2) 原文では€179,937と記載されているが、正しくは€178,937であるため、訳文では「178,937ユーロ」と記載している。

(後 略)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

< 訂正前 >

（前 略）

最近5年間における資本金の増減はありません。

< 訂正後 >

（前 略）

最近5年間における資本金の増減は以下のとおりです。

2008年12月末日現在	資本金額：40万英ポンド
2009年12月末日現在	資本金額：40万英ポンド
2010年12月末日現在	資本金額：40万英ポンド
2011年12月末日現在	資本金額：40万英ポンド
2012年12月末日現在	資本金額：40万英ポンド
2013年12月末日現在	資本金額：40万英ポンド
2014年1月9日現在	資本金額：40万英ポンドおよび500万ユーロ

(3) 役員及び従業員の状況

< 訂正前 >

（2013年9月末日現在）

氏名	役職名	略歴	所有株式数 (株)
----	-----	----	--------------

（中 略）

上田 淳	取締役	1988年 - 2013年 三井住友信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社の日本、米国および英国における複数の上級管理職 2013年2月 - 現在 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店長兼欧州地区支配人	0
------	-----	--	---

（注）管理会社の秘書役はリサ・エリオット氏です。そのほか、管理会社は180名の従業員を有します。

< 訂正後 >

(2014年1月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式数 (株)
(中 略)			
上田 淳	取締役	1988年 - 2013年 三井住友信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社の日本、米国および英国における複数の上級管理職 2013年2月 - 現在 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店長兼欧州地区支配人	0
足立直隆	取締役	1997年 - 2007年3月 - 2013年12月 現在	0
		三井住友信託銀行株式会社およびルクセンブルグの系列会社における複数の上級管理職 S T B グローバルインベスターサービス株式会社代表取締役社長 持株会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド取締役	

(注) 管理会社の秘書役はリサ・エリオット氏です。そのほか、管理会社は180名の従業員を有します。

独立監査人の報告書

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドの株主各位

我々は、損益計算書、貸借対照表および関連注記から構成されている、2013年9月30日に終了した年度のエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（「当社」）の財務書類（「財務書類」）について監査を行った。財務書類を作成する際に適用されている財務報告の枠組みは、アイルランドの法律ならびに財務報告協議会（FRC）が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）である。

本書は、1990年会社法の第193条に準拠して、当社のメンバー全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社のメンバーに述べることが要求されている事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社のメンバー全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

取締役および監査人のそれぞれの責任範囲

取締役の責任報告書により詳細に説明されているように、取締役は、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関して責任を負う。我々の責任は、アイルランドの法律および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査し意見を表明することである。当該基準は、我々が監査実務審議会によって発行された監査人倫理基準を遵守することを要求している。

財務書類の監査範囲

監査には、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手することが含まれる。これには、会計方針が当社の状況に見合ったものであるか、一貫して適用されまた適切に開示されているか否か、ならびに取締役によって行われた重要な会計上の見積りの合理性および財務書類の全体的な表示の査定も含まれる。さらに、我々は、監査済財務書類との重大な不一致を見極めるために年次報告書のすべての財務・非財務情報を精読する。我々は、明らかな重大な虚偽記載または不一致に気づいた場合には本書に述べることを検討する。

財務書類に対する意見

我々の意見では、

- ・ 財務書類は、2013年9月30日現在の当社の財政状態および同日に終了した年度の当社の損失について、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って、真実かつ公正な概観を与えている。
- ・ 財務書類は、1963年 - 2013年会社法に準拠して適正に作成されている。

1963年 - 2013年会社法により報告することが要求される事項

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。

財務書類は会計帳簿と一致しており、我々の意見では、当社が帳簿を適切に維持している。

我々の意見では、取締役報告書における情報は財務書類と一致する。

貸借対照表に表示されているとおり、当社の純資産は払込請求済株式資本の2分の1を超えており、我々はこの基準であれば2013年9月30日現在において、1983年改正会社法の第40項(1)により、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しないと考える。

例外により報告することが要求される事項

我々が各位に報告することを要求する1963年 - 2013年会社法における条項に関して報告することは何もなく、我々の意見では、法律で規定される取締役報酬および取引の開示は行われぬ。

ギャレット・オニール
ケーピーエムジーを代表して署名
勅許会計士、法定監査法人
2014年1月22日
ダブリン1、IFSC、ハーバーマスター・プレイス1

[次へ](#)

Independent auditor's report
to the member of SMT Fund Services (Ireland) Limited

We have audited the financial statements (' financial statements ') of SMT Fund Services (Ireland) Limited (the ' Company ') for the year ended 30 September 2013 which comprise the profit and loss account, balance sheet, and the related notes. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish law and accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland).

This report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with section 193 of the Companies Act 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of directors and auditor

As explained more fully in the Directors' Responsibilities Statement set out on page 7, the directors are responsible for the preparation of the financial statements giving a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Ethical Standards for Auditors issued by the Auditing Practices Board.

Scope of the audit of the financial statements

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the company circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the directors; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the annual report to identify material inconsistencies with the audited financial statements. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Opinion on financial statements

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the Company's affairs as at 30 September 2013 and of its loss for the year then ended;
- and the financial statements have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2013.

Matters on which we are required to report by the Companies Acts 1963 to 2013

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.

The financial statements are in agreement with the books of account and, in our opinion, proper books of account have been kept by the company.

In our opinion the information given in the directors' report is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the balance sheet are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 30 September 2013 a financial situation which under Section 40(1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the provisions in the Companies Acts 1963 to 2013 which require us to report to you if, in our opinion the disclosures of directors' remuneration and transactions specified by law are not made.

Garrett O'Neill

For and on behalf of KPMG

Chartered Accountants, Statutory Audit Firm

22 January 2014

1 Harbourmaster Place

IFSC

Dublin 1

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。